

令和6年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第2日）						
招集年月日	令和6年9月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和6年9月10日	9時30分	議長	江口孝二	
	散会	令和6年9月10日	14時20分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大 鋸 美 里	出	7番	竹 下 泰 信	出
	2番	森 田 政 則	出	8番	田 川 浩	出
	3番	峰 正 雄	出	9番	所 賀 廣	出
	4番	江 口 孝 二	出	10番	川 下 武 則	出
	5番	山 口 一 生	出	11番	坂 口 久 信	出
	6番	待 永 るい子	出			
会議録署名議員	10番	川下 武則	11番	坂口 久信	1番	大鋸 美里
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 今 泉 哲 也		(書記) 下 川 慎 二			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 課 長 財 政 課 長 企画商工課長 町民福祉課長 健康増進課長	永 淵 孝 幸 毎 原 哲 也 岡 陽 子 津 岡 徳 康 西 村 芳 幸 萩 原 昭 彦 田 崎 哲 次 中 溝 忠 則	環境水道課長 農林水産課長 税 務 課 長 建 設 課 長 会 計 管 理 者 学 校 教 育 課 長 社 会 教 育 課 長 太良病院事務長	川 崎 和 久 片 山 博 文 羽 鶴 修 一 安 本 智 樹 森 川 陽 子 與 猶 正 弘 西 田 一 夫 井 田 光 寛		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和6年9月10日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

令和6年太良町議会9月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	5番 山口 一生	<p>1. 消防団のあり方について</p> <p>本町における消防団の役割は、近年激化する自然災害への対応を含めてますます重要になっている。しかし、少子高齢化と人口減少による影響で消防団を従来通りの形態で維持し続けていくことが困難になってきている。消防団の現状をしっかりと認識しつつ、今後のあり方を検討していくために問う。</p> <p>(1) 消防団の団員数は何名か。</p> <p>(2) 年間のスケジュールはどのようになっているか。</p> <p>(3) 団員の年齢構成はどのようになっているか。</p> <p>(4) 直近5年間の火災・風水害への出動状況はどのようになっているか。</p> <p>(5) 消防団運営における課題は何か。また、その対応策はどのように考えているのか。</p> <p>(6) 将来にわたり、防災の要としての消防団を維持するために必要なことは何か。</p>	町 長
2	6番 待 永 るい子	<p>1. 国スポ・全障スポへ向けた取り組みと今後の展開について</p> <p>国スポ・全障スポがいよいよ開催される。大会を目前に控え、取り組み状況について問う。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
2	6番 待永 るい子	<p>(1) 大会に向けた施設整備の内容はどのようなになっているのか。</p> <p>(2) 町の一般財源より支出する予定額はいくらか。</p> <p>(3) 国スポ関係で整備した施設等の今後の利用についてはどう考えているのか。</p>	町 長
		<p>2. 避難所設定について</p> <p>近年は住民の防災意識の高まりによって、以前よりも避難所を開設する機会が増えた。そこで避難所について問う。</p> <p>(1) 避難所の種類と数はどのくらいあるのか。</p> <p>(2) 避難所の過去3年間の利用実績は何人か。</p> <p>(3) 各地区の公民館利用についてはどのように考えているのか。</p>	町 長
		<p>3. 漁師の館跡地利用について</p> <p>前回の一般質問でも伺ったが、町民の皆さんの関心事でもあり、最高の跡地利用を目指すために問う。</p> <p>(1) どのような方向性で検討されているのか。</p> <p>(2) 道の駅たらの利用者の意見等は取り入れられないのか。</p> <p>(3) 財源についてはどのように考えているのか。</p>	町 長
3	1番 大鋸 美里	<p>1. 子ども食堂について</p> <p>子ども食堂の件数が年々増加しており、全国9,000件を超えたと言われている。佐賀県内においても子ども食堂を含む子どもの居場所開設数が増加している。そこで太良町内にある子ども食堂の現状について問う。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	1 番 大 鋸 美 里	<p>(1) 子ども食堂とは何か。</p> <p>(2) 2023年12月時点で県内102か所となっている。現在町内には何か所の子ども食堂があるのか。</p> <p>(3) 運営及び利用状況はどうなっているのか。</p> <p>(4) 今後の展望及び課題はあるのか。</p>	町 長
		<p>2. 医療従事者をワクチンリスクから守るためには</p> <p>2024年8月8日一般社団法人日本看護倫理学会は「新型コロナウイルス感染症予防接種に導入されるレプリコンワクチンへの懸念、自分と周りの人々のために」とした緊急声明を発表した。医療に従事する人々に対し、医療倫理側面から5つの問題が記載されている。10月から始まる新型コロナワクチンの定期接種を前に、最前線で従事する太良病院従事者へのワクチンリスク管理について問う。</p> <p>(1) 10月から使用される新型コロナワクチンの薬剤の種類は何か。またどのような効果があるのか。</p> <p>(2) シェディングとは何か。</p> <p>(3) ワクチンハラスメント対策はされているのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
4	2番 森田政則	<p>1. 有明海を取り巻く様々な環境問題について</p> <p>現在の有明海はかつての宝の海のイメージは無く、魚も貝も減り、海苔もここ数年は不作続きで町内の漁業者は困っている現状である。特に今年はビゼンクラゲ漁も早々に終漁し、竹崎カニも不漁との事である。様々な原因が考えられるが、その中の一つに水質問題が考えられる。そこで以下について問う。</p> <p>(1) 太良町の汚水処理人口の普及率はどうなっているのか。</p> <p>(2) 普及率を上げるために今後の町の取り組みはどうか。</p> <p>(3) 有明海の水質が今年は悪いと聞くが、水質調査等をして原因を追究できないか。</p>	町長
5	3番 峰正雄	<p>1. 家畜伝染病の現在の防疫対策について</p> <p>太良町の基幹産業である農林水産業は担い手不足による農業人口の減少など様々な問題を抱えている。そのような中で家畜伝染病の脅威が近隣市町まで迫っており、畜産農家にとって緊張を強いられる状況が続いている。そこで家畜の防疫について問う。</p> <p>(1) 和牛、養豚、ブロイラーの町内生産者数と飼養頭羽数は現在どうなっているのか。</p> <p>(2) 牛舎、豚舎、鶏舎、建物に対しての防疫対策としてどういった指導をされているか。</p>	町長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	3番 峰 正 雄	(3) 昨年は8月に唐津市の養豚場で豚熱、11月に鹿島市で鳥インフルエンザが発生し、今年に入ると6月に唐津市で、8月には伊万里市で野生のイノシシの豚熱が発生した。本町としては、どのような対策を行っているのか。 (4) 太良町で家畜伝染病が発生した場合はどのように対応するのか。	町 長

午前9時30分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（江口孝二君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は5名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者、山口議員、質問を許可します。

○5番（山口一生君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、本町の消防団の在り方についてということでさせていただきます。

本町における消防団の役割は、近年激化する自然災害への対応を含めてますます重要になっています。しかし、少子・高齢化と人口減少による影響で消防団を従来どおりの形態で維持し続けていくことが困難になってきております。消防団の現状をしっかりと認識しつつ、今後の在り方を検討していくため問います。

1つ目、消防団の団員数は何名か。

2つ目、年間のスケジュールはどのようになっているか。

3つ目、団員の年齢構成はどのようになっているか。

4つ目、直近5年間の火災、風水害への出動状況はどのようになっているか。

5 番目、消防団運営における課題は何か。また、その対応策はどのように考えているのか。

6 番目、将来にわたり防災の要としての消防団を維持するために必要なことは何か。

以上、6 つについて質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

山口議員の消防団の在り方についてお答えします。

1 番目の消防団の団員数は何人かについてであります。団長以下500名でございます。

2 番目の年間のスケジュールはどうなっているかについてであります。令和6年度で申し上げますと、4月の入退団式、全団員訓練、7月の佐賀県消防操法大会、8月の夏季点検、10月の杵藤地区消防ラッパ隊合同吹奏会、1月の出初式が大きな行事でございます。さらに細かく申し上げますと、最低でも月に3回以上は何らかの会議や行事等に幹部や部長クラスなどが出席をされております。

3 番目の団員の年齢構成はどうなっているかについてであります。10代が1名、20代90名、30代171名、40代194名、50代41名、60代以上3名となっております。

4 番目の直近5年間の火災、風水害への出動状況はどうなっているかについてでございます。延べ人数で申し上げますと、令和元年度6,102人、令和2年度1,113人、令和3年度2,765人、令和4年度2,151人、令和5年度5,990人でございます。

5 番目の消防団運営における課題は何か、またその対応策はどのように考えているかについてであります。最初に人口減少と少子・高齢化による団員確保の困難化が挙げられます。これについては、現段階では支援団員による補充で対応しております。

次に、サラリーマン団員の増加による昼間不在団員の増加による防災対応力の減少が挙げられます。これについては、直接的対応策は見当たりませんが、防災アプリや太良町公式LINEにより、どこにいても防災情報が入手できる環境は構築しております。

次に、配備車両を扱えない団員が増加しています。これは、免許制度の改変によってオートマ限定免許や総重量別の免許種別が設定されたことが原因でございます。対策としては、更新時期を迎えた車両の更新につきましてはオートマチック車を採用をするなど、時代に合わせた資機材の整備、更新を行っております。

6 番目の将来にわたり防災の要としての消防団を維持するために必要なことは何かについてであります。今後ますます人員の確保が困難になることが見込まれ、支援団員による補充にも限界が出てくるものと思います。したがって、団員一人一人のスキルアップや資機材の強化が必要となろうと思います。また、消防団だけでなく、地域の方々の防災意識の向上や消防団協力事業所の推進などにより、消防団と地域が一体となった防災まちづくりを推進する必要があると考えております。

以上でございます。

○5 番（山口一生君）

お答えいただいた内容について、1つずつより詳細な内容を質問させていただきたいと思
います。

今回、この消防団の在り方について質問をさせていただいているんですけども、これに当
たり私は消防団の一般団員から班長クラス、部長クラス、分団長、副分団長、副団長、団長
といろんな方にお話を伺ってきました。いろんなところで、立場が違えば見え方が違って
くる、その責務も違ってくるということで、話を聞いた現段階の結論としてはかなり複雑だ
なと。何かを変えるといっても本当に一筋縄ではいかないし、いろんな人の思いがこの消防団
というのには込められているなと思っています。

そういう中で、今回消防団というのが大きく2つに極があって、1つは消防団をこのま
まの状態で何が何でも維持しなければいけないというのが片方であって、もう片方が団員の中
にはもう消防団は要らないんじゃないかという声もあります。その500人の団員が、この2
つの極の間にグラデーションとして、私はどちらかというところよりかなと、私はどちら
かというところよりかなと、いろんな意見が様々あります。そういう中で、若者がここ
にも言われているとおりになかなかいなくなって、現状として厳しいというような状況があるか
と思いますので、今消防団が置かれている状況を含めて質問を深掘りさせていただきたいと
思います。

まず、この1つ目の団員数についてなんですけども、太良町の定員は500名で実際に所属
してるのも500名ということになっています。ほかの市町を見ると、定員数に対して定員割
れを起こしている自治体というのも佐賀県内でも珍しくはなくて、太良町においてはしっか
りと定数どおりの団員を確保してるということで、かなり珍しいケースなのかなと思ってい
ます。この団員数というのは、どのように規定をされているのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

消防団の団員の定数につきましては、条例で規定をされておるところでございます。過去
からずっと500人という定数が維持されているという状況でございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

こちらの定数については、太良町の条例について規定をされていて、それに基づいて
500人ということで決められてるということになっています。そもそも、先ほど消防団はも
う要らないんじゃないかみたいなそういう意見もありますと、一意見ですけれどもあります
と。そういう中で、じゃなぜ消防団が今町に設置をされているのか、そのあたりの法的な根
拠というか、そもそも何であるのかというのを教えていただけないでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

消防団というのは町が設置をしているものでございますけれども、消防組織法という法律に基づいて市町村は消防署、消防団を設置する必要があるというようなことで規定がなされております。基本的には、消防団を置くか置かないかはその自治体の裁量に委ねられている部分がございますけれども、現実問題として消防署だけでその町の防災を補完するのはなかなか難しいという状況がありますので、多くの自治体で消防団が設置されているというような状況でございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

ちょっと補足しますけれども、何で消防団が必要かと、太良町でもしも火災とか災害があったとき、地域住民だけ、その地区の住民だけで本当にいろいろな対応ができるのかと。今まで伝統があってこの太良町消防団というのがあるわけですね。それは、太良町の防災の要として、自分たちが太良町民の安心・安全を守るという意識の中で消防団員は活動していただいていると、私はこう思っております。

ですから、いろいろ先ほど年間行事も言いました。年末には町民さんたちが本当に安心して暮らせるようにというようなことで、夜間パトロールまでしていただいている。そういったことで、この消防団の皆さんが本当になりわいを持ちながら、自分たちが太良町の防災の要の一員であるという意識を持って組んでいただいていることが今のこの太良町消防団だと、このように思っておりますので、私はいつも出動した折には感謝を申し上げますけれども、これは町民皆さん、全員がそう思っておられると思います。ですから、消防団の皆さんは大変な御苦勞があろうかと思っておりますけれども、こういった太良町民の安心・安全のために活動していただいているものと、そういったことにつながりがあって今日の消防団があると、このように思っております。

以上です。

○5番（山口一生君）

町長、ありがとうございます。

私が最初に申し上げたのは、いろんな意見があるということで、私がお聞きした意見の一部としてそういう極端な意見もあると、極端なところで消防団が要るか要らないかというところを整理を今させていただきたいなと思っております。

消防団がそもそもある理由というのが、法律、法的根拠があるということで、消防組織法という法律があって、それによって自治体は消防署と消防団というのを設置をしなさいということで法律で決められてますと。その法的根拠に基づいて、自治体としては予算立てをして、それを消防署と消防団に対して割当てをしていると。もちろん、先ほど課長がおっしゃられたとおり、消防署だけでこの太良町をカバーするというのが現実的に難しいというところがあるかと思っておりますので、消防団も併せて長らく太良町においては運営をされてきている

というような現状かと思えます。先ほど少し予算のことに触れましたけれども、例えば消防の予算、こちら国から幾らか来たりとか、いろんな予算の出どころというのがあるかと思うんですけども、そこは今のところどこから幾らぐらい来ているかというところは分かりませんでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

消防の費用につきましては、財源としては地方交付税でございます。消防費の地方交付税の金額ですが、基準財政需要額としては約2億円を計上されておるところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

地方交付税で2億円ということで国からいただいていると、それによって消防団及び消防署、そういう消防の行政にまつわる予算を確保してるといような状況かと思えます。ちなみに、この消防にまつわる予算として町から手出ししているというのは幾らぐらいになるのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

常備消防費で1億5,600万円、約ですね、非常備消防費で6,970万円ですので、大体消防に係る経費といたしましては2億6,000万円程度、消防施設費とか防災費も合わせまして大体消防関連で支出は令和6年度の当初予算といたしましては2億6,000万円程度を計上をいたしているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

2億6,000万円ということで、常備消防費、こちらは消防署に対する予算、非ということでこちらは消防団とか、そういったところになるかと思えます。あとは消防施設費ということで、設備のもろもろ、ポンプ車とかそういったものの予算。あとは防災費ということで、こちらには私が持っている資料の中では防災設備保守等委託料とか防災対策用備品購入費などなど、こういったものが含まれて2億6,000万円になっていますと。なので、地方交付税でもらう金額というのは2億円、2億6,000万円の差額の6,000万円は町の予算から支出をしているということで理解をしました。今500人の定数で2億円の地方交付税というのが国から来ると思うんですけども、定数を例えば今後人口の減少に伴って将来的に削減をした場合というのは、この地方交付税というのほどのように推移をしていくのでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

消防団の団員が少なくなった場合の地方交付税というのが、まず地方交付税の消防費とい

うのは人口に対して積算されるものでございますので、直接団員数を減らしても地方交付税の算定には影響はないものと考えております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

このところは、私も消防団員数とかというのがその地方交付税の算定の基準としてあるのかなというところが疑問に思っていましたので質問をさせていただきました。先ほど言われたとおり、人口に応じてそこは算出をされているということなので、今後太良町は人口は減っていくかと思っておりますので、そうなってくると地方交付税は減っていきますと、人口と伴ってですね。例えば、消防団を500人のまま維持をし続けると、おのずと町の会計から支出をする割合というのは今と比べて必然的に増加をするということで理解をしていますけれども、そのまま維持した場合はそういった理解で間違いないでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

定数500人をそのまま維持していくと、当然人口が減るという中での交付税の金額に関連して言えば、そういった形で議員お見込みのとおり、消防に関する経費は全体予算の中での割合としては増していくという理解で間違いないと思います。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

先ほど課長とか町長も答えていただきましたとおり、消防団というのがただ単に在るわけじゃなくて、町に何かあったとき、火災とか風水害とか、そういった災害とかがあったときに町民の皆さんの安全をなるべく守るようにサポートできるということで、団員一人一人が動いているのが現状でございます。でも、そういった中で本当にその消防団員の確保というのは年々厳しさを増していて、それは消防団の在り方にすごく大きな影響を及ぼしているのも現状です。

こちらのところ、3つ目の質問で消防団の年齢構成というのを挙げさせていただいております。こちらによりますと、10代が1名、20代が90名、30代が171名、40代が194名、50代が41名、60代以上3名となっております。こちらの数字を見ても、10代、20代というのは91名ということで全体の約5分の1、40代、50代の方だけで250名近く、約半数が40代を超えているという状態に今現状、消防団はなっています。もちろん40代、50代の消防団の団員の方というのは経験もあり、地元の水利を理解しており、地域住民の方と顔つなぎができており、そういったところでは非常に大きなメリットがある部分もあるかとは思いますが。

しかし、人間年と共に体力というのは落ちていくものでもありますので、正直40代、50代になってくると、とても20歳の頃のように動けないというようなのが現状だとは思いますが。ちなみに、こちら消防団の定年というか、消防団をどれぐらい、何歳ぐらいになったら退団

するかなというようなところの規定というのは今あるんでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今、条例と規則を見ておりますけれども、18歳以上の者であるという規定はあるんですけど、何歳までという規定が条例中には記載をされておられません。支援団員につきましては、65歳以下という取決めが規則のほうで書いてありますけれども、一般団員についての年齢につきましては定年の記載がございませんので、別途の規定によって運用されているというふうに思っておりますけれども、確認をさせていただいて後でまた答弁させていただきたいと思っております。

○5番（山口一生君）

その条例の中には特に記載がないということでありましてけれども、私が理解してるその通例というか、慣例というのは以前は39歳で定年でありましたと。なので、大体部長を経験された方がその次には40歳ぐらいで退団をされるということになっていましたと。それが、例えば45歳が定年になり、今現在は45歳の定年という仕切りをもってしても、なかなか団員確保の困難さとか、そういう社会的な状況というのも相まって40代の後半の方とか50代の方というのが消防団に在籍をしていただいているということになっております。

消防団の在籍年数が長くなればなるほど、もちろんそういった経験とか知識とか、いろんなことを学ぶ機会があって、若手の団員は助かる部分もあるかとは思っておりますけれども、片や退職金というか、そういった制度があるかと思っております。消防団が退職、退団をするときにこれまでありがとうございましたということの意味合いを込めて国とか町から退団に関してのそういった報酬が出るかと思うんですけれども、それはどういった仕組みで今現在運用をされているんでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

消防団の退職金につきましては、退職報償金と退職功労金という2つの組立てで支給しております。退職報償金につきましては、5年以上の団員が5年ごとの刻みにおいて金額が設定されており、上限は30年まで、30年以上につきましては頭打ちの退職金額というふうなことになっております。退職功労金につきましては、町の独自の退職の功労金という形ですけれども、これにつきましては年額4,500円を追加をいたしまして、例えば10年勤めていただいたら4万5,000円をプラスするというような形の功労金を作って設定をいたしているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

退職金制度については、国のほうからは30年を限度としてそういう制度があるということ

で理解をしました。また、町のほうでは30年を超えても在籍した分だけ年額4,500円ということで支給というか、いただいているということも理解をしました。

30年というと、例えば20歳で入団の方が50歳になるというような年齢かと思うんですけども、そういった方も実際いらっしゃるかと思うんですけども、例えば30年を超えて在籍をされた方というのは町からもらえる年額4,500円のほうの退団を、名前が分からないですけども、そちらのほうしか今後は積み立てていかれないということで理解しておいてもいいでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

退職報償金につきましては、30年で頭打ちということで金額がそこで上限になりますけれども、退職功労金というのは年数に応じて加算をされていきますので、30年、35年と勤続されておられる場合は例えば35年やったら35年掛けるの4,500円というような形の金額になっており、上限の設定はございません。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

退団報奨金と退団功労金ということで、私も今覚えましたが、例えば一般団員の方は30年で退団をされるということが可能かもしれないんですけども、人によっては分団長とか副団長とか団長とかになられた場合に30年を超えてしまうというケースがあるかと思えます。そういった幹部の方というふうに言われてますけれども、そういった方々は一般の団員に比べてさらに多くの会議に出席をされたりとか、非常に時間を使われている部分もあったりするんですけども、そういった方への退団報奨金というのが、例えば国の制度の見直しが今ありますよとか、ほかの例えば報奨金によって町としてはケアをしてますとか、そういったことについての状況を教えていただけないでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

退職金の支給額につきましては、当然幹部さんたちはその分加算をされます。なので、例えば勤務年数に応じてになりますけれども、団に在籍しているときの最高の階級がどこだったかで見るとはなりますけれども、例えば団長で退職をされた場合、30年以上だと97万9,000円という金額になります。これが、例えばずっと一般の団員が30年以上だった場合は68万9,000円というようなことで、幹部さんというのは一般団員の方よりもいろんな御苦勞がございまして、それに報いるための制度設計がなされているというようなところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

この制度自体が古くなってきている部分も根本的にはあるのかなというところもあって、例えば階級というか、そういったものに依じて一応今のところは退団の報奨金とか、そういったものが増えるようには設計をされているということで理解をしました。

その年代の偏りというのが今非常に大きくなってきているんですけども、こういったところを是正するきっかけというのは新しく団員を入れていくというのが必須になってくるかと思います。定数を維持した場合、新しい団員を獲得し続けなければいけないんですけども、現在の新しい団員を確保する上で今どういう状況なんでしょうか。獲得できているんでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

消防団の新規の加入につきましては、厳しい状況にあると言わざるを得ません。それは、先ほどからおっしゃっておられるとおり、少子化、人口減少、これが最も大きなものになります。それと、就業形態の多様化によって町内にお住まいでも遠方のほうにお勤めに行かれる方もだんだん増えてきているというような状況の中で、家業を継ぐ方も少なくなってきておりますので、昔消防団の主力であった地元で働いて地元で生活をしておられた方というのがだんだん減ってきているというようなことも苦戦している状況の一つになっているというふうなことで思っております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

人口が減っていくと同じような形態だと維持が難しくなっているということで、消防団のみならず、例えばそういう職場であったりとか、いろんな業界、業種で人口が少なくなっている、働き手がいなくなっている、担い手がいなくなっているというのは問題になっているところなのは皆さん御承知のとおりかと思います。先ほど就業の形態が多様化しておりますということで、以前と比べて今現在勤めに来ておられる、会社に所属をされている団員の数というのは何名ぐらいになるんでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

消防庁の調査で消防団の組織概要調査というのがあるんですけども、これで太良町で報告している数値につきまして申し上げますと、雇われている方、被用者が376人、自営が23人、家族従業者が87人、その他が14人、合わせて500人ということでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

2024年現在で会社に所属をされている方というのが370名ということで、ほぼ六、七割は勤められているということで、もちろん自営業をしていたら自由な時間があるかというのと、

そうでもないというのはあるんですけども、例えば会社に所属をしていたら定時の間は会社に働かないといけません。もし、何かしらの行事で外に違うもので出るのであれば会社に許可を取らないといけないということになってきます。自営業の方23名、家族でやられている方87名、ほかが14名ということなんですけども、自営業に関しても、もちろん自営業というのは誰が責任を取ってくれるものでもないので、働かなかつたら所得が下がるということで、時間が惜しい方々でもあります。また、家族でやられている方というのは、こちらは農家とか漁師とか、そういった方が多いかとは思いますが、そういった方も、例えば親の高齢化とか、そういったところによって、今までどおり自由に動ける時間というのはどんどん減ってきている状態にあります。

前お答えいただいた年齢構成、40代、50代の方というのが半分を占めていて、そういった方が消防団の現在の主力であるというふうにならなっているんですけども、40代、50代ともなれば仕事においても大きな責任が生まれてくる。例えば、より大きなプロジェクトを任せられたりとか、自営業であれば自分がやってきたことをもっとより売上げを上げたりとか従業員を獲得したりとか、そういったところに非常に多くの労力と体力と知力と全てエネルギーを使わなければいけない年代でもあります。そういった方々が現在は消防団において主力で活躍をされていて、そういった方というのは無理をしてでも町の防災のため、地域のため、家族のためということで、本当に今現状耐えていただいている方々かと思えます。これがすぐには変わるというのが、かなり500人というのは町でも一番多分大きな組織になりますので、すぐに変えるというのは難しいかなとは思いますが、現状としていろいろな時代の流れ等もあり、厳しい状況になってきているというのは知っておいていただきたいなと思えます。

人口当たりの消防団員の数というのがありまして、太良町はほかの佐賀県内とかの市町においてどれぐらいの人口に対する消防団員の割合というのはどういうふうにならなっているのでしょうか。お分かりであれば教えてください。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

人口に対する消防団員の割合というものにつきましては、すいません、今資料を持ち合わせておりません。近隣でいいますと、実人員だけでいいますと、定数でいいますと、太良町が500、白石が1,017、江北が315で大町が200というような形で、町の規模に対して太良町は比較的団員の数が多いとは言えると思えます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

例えば、大町とか江北とか、人口規模が近いところがあると思うんですけども、そういったところは定数が200だったり300ちょっとだったりするケースがあるかと思うんですけど

も、こういった市町と太良町の違いというかその背景、これがなぜこういうふうになってきているのかというのが分かれば教えてください。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

私の感覚的な話で申し訳ないんですけども、恐らく多良町と大浦村が合併したという市町村合併の影響で、団員自体がほかの町よりも基礎的に多く算定されていたという歴史的な状況があると思います。それと、太良町は人口はあまり大きくないですけども、一つの町としての面積は広いほうに当たります。そういったことから、海をカバーする、そして平地もカバーすると、山もカバーするというようなことから、かなり消防団員の面積当たりのカバー率は広くなるというようなことがありますので、行方不明の捜索など、いろんなところで消防団は活躍をしていただいておりますので、一定の団員を確保しないとなかなか機能的に動かないというようなところもある事情があって、そういったところに落ち着いているというふうに、感覚的にはございますが、思っているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

太良町はかなり広くて、海もあって山もあって、人口の規模の割には頭数が必要になってくるということは理解をしています。ちなみに、鳥栖市とかは人口が7万4,000人ぐらいいらっしゃるんですけども、消防団員の定数というのが332人です。人口比にすると0.45%ということになります。ちなみに、太良町は、私が持っている数字がいつの時点かというのはあるんですけども、8,256人の人口に対して消防団員の定数が500人だった場合、6.06%が消防団員ということになります。どういうふうに今まで推移をしてきているかという、西暦2000年、平成12年の段階で人口が1万1,680人に対して男性の人口が5,721人、消防団員の定数が500人ということで、人口に対する比率としては4.28%が消防団員の比率というふうになっています。男性の何%が消防団員かという8.74%ですね。これが10年たった平成22年、2010年、これになると4.89%に上がっています。現在、令和5年になると6%を超えているという状態になっています。6%を超えていて、男性の何%が消防団員ですかというふうになると12.88%ということで、どんどんどんどん消防団員の割合というのが増えていっているような状況になっています。

もう少しどういう状況かというのを踏み込んで整理をさせていただくと、生産年齢人口というのがあります。生産年齢人口というのは、年齢が15歳から65歳まで、社会においていろんなサービスとか、そういったものを提供する主力となる世代のことを生産年齢人口というふうに定義をされています。太良町における生産年齢人口が、2000年においては6,501名で、2010年は5,444名で、2024年現在3,653名というふうになっています。2000年から2024年の間に生産年齢人口というのは2,848人が減少をしています。2,800人が減ってるんですね、もう

主力の世代から減っている。

消防団員の比率というのがありまして、これを計算すると、2000年においては消防団員比率が7.7%、現在は13.4%、男性のもっと踏み込んでいうと、ここには女性も含まれていますから、単純に2倍をすると、現在男性の27%が消防団に所属をしているという計算になります。27%が消防団員です。以前、2000年の時点では15%でした。なので、生産年齢人口に占める消防団員の割合というのがどんどんどんどん現在膨らんでいっていますと。もう少し言うと、生産年齢人口の割合が増えていってその負荷がどんどんどんどんスライドしていくと何が起きるかという、人間も生身の体ですので限りがあります。時間にも限りがあります。そういう中で仕事とか地域コミュニティーとか家庭とか消防団というのをやりくりをしていかないといけないんですけれども、このまま消防団の占める割合というのがスライドしていった場合、明らかに過剰な負担となって、このままいくと地域を支えている屋台骨である生産年齢の人たちというのが、そこから町が壊れる可能性があるというような状況になっています。

本当に危機的な状況です。なので、私はいろいろ消防団のことを調べて、何がみんなを不安にさせてるのかなということ、いろんな状況はあるんですけども、もしかしたら町が壊れる一番最初のドミノになりかねないというのが私の見解です。なので、本当に早急に手を打つべきところであって、それがこの定数を見直すことなのか、その負担を減らすためにできることなのかというのは、本当に消防団に関わる人、またその地域に住んでる人、そういった方々と本当に大きな議論をしていかないといけない状態にあるかと思います。

定数を減らすというふうに一口で簡単に言っても、今まで500人でやってきた中で運営を、構造を作っている部分もあります。定数を減らした場合、じゃその機材はどうするのかとか、どう統合しなきゃいけないんじゃないだろうか、そういったところが本当に消防団だけでは解決できない。例えば、その区の人たちとか、区長さん同士の話し合いをしなきゃいけない。地域のもっと広域で、複数人のそういったステークホルダーたちをまとめないといけないというので、状況になってきてしまうんですけども、例えば区同士の話し合いとか、統合についての推進というのは、例えば消防団だけでやるのか、例えば団長がそれをやらなきゃいけないのかというところについてはいかがなんでしょうか。誰がそれをやるべきなんでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

議員言われますように、我々もこの500人というのはいささか少しは無理をしてるんじゃないかなという思いがありまして、実は幹部の方ともお話をしました。そして、そんな中でそういった考える時期に来てるんじゃないかなというようなことは消防団幹部の方も思っておられるようでございます。しかしまた、今のところ500人でやっているというようなことで、先ほど言われるように太良町は人口は減って行って高齢化が増えているわけですね。ですから、面積は広いと。そういったところで、誰が先ほど言われますように、地域で本当に

その区の問題は区でとか、協力できることは多分していただいております。今もやっただいていてと思っております。

ですから、こういったところを絡めて、今後は消防団に全て頼るんじゃなくて、この部分は自分たちでやるかとか、この分については消防団にお願いしようか、じゃあこの分については太良の消防団の広域消防にお願いしようかとかというふうなことで、おのおのそういった仕分をしながら取り組んでいく必要があるんじゃないかなとは思っております。こういったところも幹部会とか何かで話をしてもらわんと、私のところで一存で、はい、分かりました、やりますよと、これは言えませんが、そういったことは今後こういう質問が出ましたよというふうなことは幹部会でお話をし、そして定数についてももろもろの、あと災害があって火災のときとか風水害の災害とか、いろいろな消防団活動を今やっただいております。本当に感謝してるわけです。普通、火災が起きても私も現場について行きますけれども、もう本当に農家の方は農業をやっただけの方はそのまま長靴で作業着のまま来られるとか、ほかに働いておられる方はそのまま職場での制服で走っただけとかというふうなことでやっただいておりますので、そういったことは感謝しておりますので、そこら辺を含めて今後考えて話をしただけきたいと、このように思います。

以上です。

○5番（山口一生君）

町長、ありがとうございます。

もう本当に消防団だけでは答えが出しにくい状態にきていますと。団長とか副団長、分団長とか副分団長とか、いろんな方と今回、あまり面識がなかった方もいたので、話を改めてさせていただくと、本当にもうあらゆる階層においてやれることは全てやっているんじゃないかなというふうに感じています。それは一般団員しかり、もう本当に一人一人が太良町のためと思って、本当に身を削っている状態であります。なので、もう耐えていると、現状を守るために、本当に町の安心と安全を守るために耐えているというのが今の状況でもありますので、もし今後そういった消防団をこれからどうしていくかという議論をされていくときに必要な予算であったりとか、必要なリソースがあれば、ぜひ積極的に町からも支援をしていただきたいと思うんですけども、そこについてはいかがお考えでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

消防の資機材につきましては、できる限りそしてその年数がある程度決めております。例えば、消防の自動車、積載車についておおむね20年と。しかし、まだ大分使えるねというふうな場合はもう少し我慢をしてもらおうとか、そういったことでやっておりますけれど、今先ほど言いましたオートマ限定車の方しかいないというふうなことで、そういったところが車1台と言っても650万円ぐらいするわけですね。ですから、はい、そうですか、はい、分かりました、じゃあ変えましょうかと。じゃキロ数どのくらい走っているのかといった場合、

1万5,000キロから2万キロぐらいでした。20年ぐらいです。ですから、そうそうは財政的なことを考えれば変えられないと。しかし、消防団の士気を高めるためにはいろいろな最新のポンプあたりを購入してやって、できるだけ何かあったとき、まあエンジンがかかられんときでも、もうこれは何もありませんので、そういったことがないように日頃の訓練を含めてそういう機材等もしっかり整備していただき、またそういった資材も購入してあげて、そして消防団活動に取り組んでいただきたいと、それから制服とかもろもろ、それから今回も充電器、これも各部にやるようにしました。それも夜間やら出るとき足元が暗くては自分たちが危ないというふうなことで、そこには発電機を置いて、そして自分たちの身の回りを明るくした上でいろいろな活動をしてもらうといったことでやっておりますので、消防については私は何かあればできるか分かりませんが、全てじゃないですけども、要望があったときは総務課長を通じて話をしとってくださいということは日頃申し上げております。

以上です。

○5番（山口一生君）

今後は、その消防団とこちらの執行部の方とか役場の職員さん、そういったところとますます密に現状の共有であったりとか、そういったところを進めていかれるかとは思いますが。

本当に消防団の話いろいろな人に聞いていく中で、私も混乱をしているのが正直なところで、今何かスーパーなアイデアがあるとか、そういうことは全くないんですけども、本音で話し合うことが今一番必要なんじゃないかなと思います。我々男の子ですので、歯を食いしばって何とか頑張ろうという気持ちもあるんですけども、歯を食いしばり過ぎて奥歯が砕けて、そういう状態になりかねないという状況だけは皆さんに知っていただきたいというふうに考えています。

太良町は子育てをしやすい町ということをやって、そういったサポートも惜しみなくされてるかと思うんですけども、消防団員の中には子供との時間を削ってそういった消防団活動に参加していると。時代が変わって行って、時が流れていくものですから、例えば共働きの世帯が以前よりも増えていると。自分が消防に出て、奥さんも例えば昼間お仕事をされて、さらに一人で子供の面倒を見なきゃいけないと。そうなると、もちろん配偶者の方の機嫌はどんどん悪くなっていくわけですから、子供もそういったものを察知していろいろな不都合というか、負担というのが子供に結局いつてる部分もあるのかなと思っています。なので、本当にいろんなものをバランスを取らないといけない状態というのが、何が一番大事かというよりも、現実的にどういうやり方だったらできるのかというのを考えていかなければならないのかなと感じている次第でございます。

もう時間がないので終わりたいと思うんですけども、私は伊福部落というところに住んで、今回くんちにということで長らくやってなかったお祭りを久々にやりました。もちろん、やるかやらないかみたいところで、責任者の方々はいろいろ話し合いをされて、やると決め

た後は、じゃあ誰が出るのかとか、どうやってやるのかとか、時間はどんぐらいにするのかというのをずっと話合いを重ねて、9月1日にくんちを戸口神社というところに奉納することができました。実際、人は少なくなって、そういった伝統を守っていくというのが非常に困難な局面において、その話合いを通じてお互いの状況をきちんとお互いが理解をして歩み寄ることによって、今回そういったお祭りも開催できたのかなと思っています。今までは一日中やってたけれども、半日で終わりとかですね。町長も来ていただいて見ていただきましたけれども、終わった後やってよかったねという声が本当に多かったです。みんな笑顔になって、本当はもう最初やる前はほんなごてせんまんとやろかみたいな空気もあったんですけども、やってみればみんな同じところを心の中に持っていて、何か瑣末な違いはあるかもしれないですけども、そういった共通の目的とか共通の理解というのが今は本当に大事なんじゃないかなと思っています。

なので、ある本当に長く経営をされているところは、伝統とは革新の連続であるということをおっしゃられています。伝統というのを受け継いでいくためにも、革新、常に変化を続けないといけないと。例えば、1000年続く伝統というのは、それまでにいろんなことがあったと思います。でも、その中でも残ってきたものというのは、変化をその時代時代に合わせて繰り返してきたものだけが伝統を作っていくんだと私も思います。

先ほど町長も言われたとおり、太良町消防団としての伝統がありますというふうにおっしゃいました。それは、今まで先人の方がその時代に合わせてやり方を変えたり、いろんな議論をしながら、その時々で落としどころを見つけてきた結果だと私は思います。なので、今本当にいろんな状況が厳しくなっていますけれども、何とか違いを探すのではなくて、我々は何を共通のものとして持っているのかというのをより一層大切にしていけるべきなんじゃないかなと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

せっかくの山口議員の質問ですから。本当にこの伝統を守っていく、そしてまたいろいろな行事に参加するというのは、家族を犠牲にされて参加していただいている者も数多くあると思います。これは家族の協力のたまものですよ。ですから、私は先ほども言いましたように、この太良町で有事があったときは消防団は自ら本当にそのまま着のみ着のまま、自分のことはもう、家のことはさておいて来てもらってるわけですね。そこは町民の皆さんも分かっていたとおもいます。また、これからも何かと消防団の皆さんには御迷惑、御支援を賜るかと思っていますので、この場を借りましてですけども、よろしく願いいたします。そして、いろいろな意味で問題があったときは、各部の中で話をされて、そしてそれは部長から幹部あたりに上げて、そして必要な場合は町にも出すというなことでやっていただければ幸いかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○5番（山口一生君）

ありがとうございます。

本当に消防団員500名、全員耐えております。なので、今後いろんな前向きなお話を続けていけるといいなと思っております。

では、私の一般質問を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで1番通告者の質問が終わりました。

2番通告者、待永議員、質問を許可します。

○6番（待永るい子君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をしたいと思います。

今回は、1点目、国スポ・全障スポへ向けた取組と今後の展開について、2点目、避難所設定について、3点目、漁師の館跡地利用についての3点について質問をいたします。

まず1点目、国スポ・全障スポへ向けた取組と今後の展開についてですが、全国スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会がいよいよ佐賀県内20市町で開催をされます。大会を目前に控え、取組状況や今後の活用について、1点目、大会に向けた施設整備の内容はどのようなのか、2点目、町の一般財源より支出する予定額はどれぐらいか、3点目、国スポ・全障スポ関係で整備した施設等の今後の利用についてはどのように考えているのか、以上3点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の1点目、国スポ・全障スポについてお答えします。

1番目の大会に向けた施設整備の内容はどのようなのかについてであります。施設整備の主なものについては、B&G海洋センター運動広場改修工事と運動広場公衆トイレ新築工事であります。

2番目の町の一般財源より支出する予定額は幾らかについてありますが、令和元年から6年度までの施設整備費、大会運営費、人件費の合計として約3億8,000万円を支出する予定となっております。

3番目の国スポ関係で整備した施設等の今後の利用についてはどう考えているのかについてであります。運動広場の改修工事によりグラウンドの水はけがよくなりましたので、ソフトボール大会の招致や現在も利用されていますが、グラウンドゴルフやサッカーなどの試合や練習に利用していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

国民体育大会から国民スポーツ大会と名称を変更してから初めての大会が今年佐賀県で開

催をされます。この全国スポーツ大会、以前の国民体育大会も含めて、全国の都道府県の持ち回りで開催をされておりますが、全国知事会で会長を務める宮城県の村井嘉浩知事から、私の個人的な考えだが廃止も一つの考え方ではないか、続けていくのならそのためにどうしたらいいか考える時期に来ているのではないかと問題提起があり、物議を醸すこととなりましたが、開催自治体としては財政的な問題、職員の開催時仕事量の問題、開催地として優勝を課せられる勝利至上主義等々が自治体に重くのしかかっているという現状が表面化したのではないかと感じております。そのような状況を踏まえたところで、国民体育大会から国民スポーツ大会に変更になったが、どのように変わるのかをお尋ねします。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

まず、SAGA2024国スポ・全障スポでどのように変わったということでございますけれども、まず新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラをというメッセージの下、エンターテインメント性の高い開閉会式、競技会の動画配信、これは全ての競技動画配信をいたします。あと、一部の競技ではありますが、仕事帰りに観戦できるようナイトゲームの実施、あと伴走者等へのメダル授与など、これまでの大会にないような新しい取組をSAGA2024では実施しているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

県を挙げての大会ということで、県下20市町において様々な競技が行われますが、太良町ではソフトボール少年女子の大会が行われます。このソフトボール少年女子を誘致した理由と経緯についてお尋ねをいたします。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

これにつきましては、平成26年度に長崎国体が開催されております。そのソフトボール会場を担った自治体のほうからアドバイスをいただきまして、太良町内の旅館、ホテルを選手の宿泊で受け入れることができるよう、個室利用の希望が多い成年より一般ということで高校生を、あと交流人口を考えて競技人口や観客の多さから成年女子を誘致したところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

人口交流の増加を見据えてということで決定しましたということですが、この国民スポーツ大会の目的について太良町としてはどのように考えていらっしゃいますか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

先ほど待永議員の質問の中で1点間違っておりましたので訂正をいたしたいと思います。

最後の交流人口や競技人口、観客の多さから先ほどは成年女子と答えていましたけれども、少年女子、高校生の女子を誘致しているところがございます。

続きまして、国民スポーツ大会の目的でございますけれども、これについては日本スポーツ協会のホームページに国民スポーツ大会の目的が記載されております。広く国民の間にスポーツの普及と体力の向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与することを目的とされております。太良町といたしましても、国スポを契機にスポーツをするだけではなく、見る、支える、その楽しみや感動を味わってもらうとともに、あとスポーツを通して参加者間の交流や親睦を図っていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

今まではそのスポーツをする人を中心というか、主人公というか、そういう形で進められてきたのが今までのスポーツ大会じゃなかったかなと思いますけれども、スポーツをする人、今度はそれを見る人、支える人、全ての人が楽しみや感動を味わっていただきたいということでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

待永議員の言われるとおり、スポーツを皆さんに楽しんでいただくようにと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それでは、国民スポーツ大会に向けて国や県からの補助金はどれぐらいでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

国スポ大会の補助として約1億700万円をいただいております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

特別交付税の措置はありますか。数字は分からないと思いますが、内容はどのようになっていますでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

国スポへの特別交付税のことについてでございますけれども、具体的な数字ではありませんけれども、施設整備費や大会運営費、人件費などが特別交付税の対象となっております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

国や県から1億700万円、町の一般財源より約3億8,000万円、合計4億8,700万円が太良町で国民スポーツ大会を開催するために必要な財源だと考えると、冒頭にも説明したような全国知事会長の意見もうなずけるような気がいたします。この一般財源より支出された3億8,000万円の内容について伺いたいと思います。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

3億8,000万円の内訳でございますけれども、施設整備費として約2億2,000万円、大会運営費と人件費として約1億6,000万円となっております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

大会へ向けて多額の財源が使われておりますが、行政だけが忙しく、盛り上がっているような不安も感じております。先ほど大会への目的を伺いましたが、スポーツのする、見る、支える、楽しみや感動を町民の皆様に味わってほしいとの答弁がありましたが、町全体の盛り上がりや町民の皆さんの喜びや応援をどのような形で進めていかれるのでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

まず、4年後、ロスオリンピックではソフトボール競技がまたオリンピックの種目として復活をいたします。その4年後のオリンピックに出場するような高校生の女子の選手ですけれども、たくさん勢ぞろいされます。その迫力のある投球やスピード感ある打撃や守備など、ふだんは見られないようなレベルの高い試合を見ることができます。この機会を町民の皆様にも数多く観戦していただき、感動を共有していただけるよう、太良町の特産品等が抽せん当たる観戦キャンペーンを実施するように準備しております。

また、町内小・中学生においては、表彰式でのメダルのプレゼンターをしていただくようになっております。また、多くの小・中学生に来ていただけるよう、また国スポを実際に見て感動していただけるよう、川柳キャンペーンというのも今実施することを準備しております。子供たちにとってもいつまでも心に残る大会になるよう、今から準備してまいりたいと思います。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

そのようなことと並行して、今後の町民さんへの広報、それはどのように考えておられますか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

まずは、町報、ケーブルテレビ、ホームページによる広報に加えて、10月の頭には佐賀県の選手の紹介、あとソフトボールに興味を持っていただけるよう、観戦ガイドブックを配布したいと考えております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

大会開催まであと僅かというところまでできております。四十数年に一度の地元での開催ということで、町挙げて盛り上がっていくためのさらなる工夫を期待したいと思っております。

大会のために駐車場やトイレも新しく整備をされました。このトイレについては、平常より清掃の指摘をしておりますが、大会が始まればたくさんの方が太良町に来られます。トイレを使用する頻度も増えます。このトイレ管理についてはどのように考えておられますか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

トイレを利用した際、きれいだと太良町のイメージアップにもつながると考えております。きれいなトイレもおもてなしの一つだと考えております。大会へ向けた指定管理者の清掃はもちろん、大会期間中においては大会実施本部の環境美化係において1日5回程度巡回し、清掃をしていく予定としております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

環境美化係を設置して巡回をする、とても有効なことだと思います。以前から要望をしておりました男性トイレ、女性トイレへのサンタリーボックス設置もなされているのでしょうか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

サンタリーボックスにつきましては、男性トイレ、女性トイレへ設置をしております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

何度も言っておりますが、集客力を上げるのに美しい清潔なトイレというのは絶対条件です。特に、女性はトイレには敏感です。これも多額の費用をかけて新しく作ったわけですから、美しさを保つ努力をお願いしたいと思います。

今回、太良町ではソフトボール少年女子の大会が開かれます。そのためにグラウンド整備もされました。今後は、その整備をされたグラウンドの有効活用ということでソフトボール大会の招致をされるそうですが、具体的にはどのように考えておられますか。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

グラウンドを整備して、ソフトボールの関係者の皆様から太良町のグラウンドは佐賀県内で水はけが一番いいんじゃないのかというような評価もいただいております。今までも高校生の女子の九州大会、佐賀県大会についてはここ二、三年ずっと招致をしてまいりました。今後についても、引き続き招致を行い、交流人口の増加に努めたいと思っております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

それも非常に大切だと思いますけれども、今後は交流人口の増加という意味では将来、中学生や高校生の合宿などを計画されてはいかがでしょうか。整備されたグラウンドを長年使用することで費用対効果ももちろん現れますし、自然休養村の2階大広間もあまり利用されていないように見受けられます。あの広間ではなくて、4人部屋ぐらいの部屋を3つほど作れば、生徒たちの宿泊は可能ではないかと考えます。お風呂はしおさい館で8時まで開いております。子供たちについてきた保護者の方は旅館にお泊まりいただければ旅館も潤うという、そういうことで単発で試合だけの利用ではなくて、合宿なども誘致して長時間滞在していただくことで着実に交流人口は増えていくのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

私のほうからお答えしますけれども、議員言われるように、このソフトボールだけじゃなくて、いろんな意味でこのグラウンドは水はけがいいというようなことですので利用できます。先ほど言いましたグラウンドゴルフ、サッカー、そしてまたゲートボールと、いろいろな球技ができると思うんですよ。そのときも、自然休養村センターには宿泊できるような施設がありますので、そういったところを利用していただいて、そして太良町の魅力を知っていただいて、また再度太良町に来たいという思いをしていただくようなもてなしをしながら、いろんな大会も取り組んでいきたいと、このように思っております。先ほど担当課長が答弁したとおりでございますけれども、そういった考えを持っております。

以上です。

○社会教育課長（西田一夫君）

お答えいたします。

待永議員の自然休養村を利用したらどうかということの質問に対してですけれども、自然休養村管理センターにつきましては、安価で利用できる宿泊施設となっております。ですので、子供たちのスポーツの合宿等にはうってつけの施設だと思います。また、グラウンドの周りには体育館やプール、あと武道場など、様々な施設もありますので、そちらを利用していただくよう関係団体等にもアピールをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

ぜひ早急に進めていただきたいと思います。東京オリンピックでもパリオリンピックでも多額の財源を使った大会後の施設等の利活用が大きな課題となっております。大会を開催して無事に終わることは大会自体のゴールではありますが、その大会を通して交流人口を増やしていくためのスタートでもあります。担当課は大会誘致を単発で終わらせず、ソフトボールの試合をするなら太良町でと言われるような成果を上げていただきたいと思います。成長型の大会と言われるように、この大会を通して未来へ向かって大きく成長していく今後の施策を強く要望して、次の質問に移ります。

2点目は、避難所設定について質問をいたします。

近年は、大雨や台風、地震など、全国的に大規模災害が増え、それに伴い住民の皆さんの防災意識も高まり、以前よりも避難所を開設する機会が増えております。この避難所開設について、1点目、避難所の種類と数はどれぐらいあるのか、2点目、避難所の過去3年間の利用実績はどれぐらいか、3点目、各地区の公民館使用についてはどのように考えているのか、以上3点について質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の2点目、避難所設定についてお答えします。

1番目の避難者の種類と数はどのくらいあるのかについてであります。体育館が8か所、中央公民館、自然休養村管理センター、しおさい館を設定しております。また、町内の旅館組合と協定を締結し、受入れ可能な旅館を選定して大広間等を避難所として利用できる備えを取っております。

2番目の過去3年間の避難者の利用実績は何人かについてであります。令和3年度57人、令和4年度198人、令和5年度45人です。

3番目の各地区の公民館利用についてはどのように考えているかについてであります。各地区の公民館は区民の要望に応じて地域の方々が自主的に避難所として活用していただければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

では、避難所の中に体育館が8か所とありますが、まず場所をお尋ねしたいと思います。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

太良高校体育館、多良中体育館、多良小体育館、B&G体育館、B&G第2体育館、大浦小体育館、大浦中体育館、町民体育センター。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

旅館組合との協定を締結されておりますが、旅館は大浦地区のほうにあって多良地区の人

は利用しにくいのではないかと感じますが、この点についてはどう思われますか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

旅館につきましては、一応多良地区の方も利用はできるんですけども、地理的に遠いので、どうしても議員がお見込みのとおり、多良地区の方の利用というのはあまり見込めないというふうに思います。旅館のほうを避難所として協定を結ばせていただいた背景といたしましては、大浦公民館の場所がまずそれほど広くないということ、それと公共施設も多良地区に比べたら少ないということ、それと新型コロナウイルスの蔓延の頃とかぶりますので、なるべく避難された方を分散したいというようなこともあって、旅館組合さんと協定を結ばせていただいたところでもあります。そういったことでございますので、どうしても大浦地区の方が利用のほうの対象者になる可能性が高いというところは議員お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

旅館は、災害によって、例えば台風で大潮時は海岸べたにあるような旅館は遠慮してくれというふうなお話もございます。ですから、全てがそういった契約をしているからというようなことで利用されていない。今申されたように、こちらが認定をさせていただければ、今回は出せばどここの所の海岸に近いので、台風ですので、避難できませんよというお話をしてくると、こういったことになっておりますので。

以上です。

○6番（待永るい子君）

旅館組合と協定を結ばれて、旅館に避難をするタイミングや仕組みはどうなっているのか。また、旅館に避難をする場合、個人で支払う金額が発生するのかお尋ねをいたします。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

旅館を避難所として設定する場合がございますけれども、事前に町のほうから旅館のほうに対応可能かどうかの打診をさせていただいて、対応可能という御返事をいただいた旅館に対しのみ避難所として利用をしていただくということになります。当然、その場合は避難所設定をどこそこ旅館にいたしましたということも防災無線等でアナウンスをする予定でございます。

それと、個人負担の件でございますけれども、旅館をする場合は、先ほど申し上げましたように、町があらかじめ提携旅館と協議した上で受入れを町から依頼をしますもので、飛び込みの利用はできません。それと、個人の負担はございません。

ただ、あくまでも自主避難所として利用をしていただくことになりますので、自分のもの

は自分で用意をしていただいて旅館に避難をしていただくというようなことが前提でございますので、旅館だから風呂に入れるだろうとか、旅館だから御飯を出してくれるだろうというようなところで避難をされては全体が変わってくるというところでございますので、あくまで自主避難所として体育館に避難するのと同じ心構えで旅館に来ていただきたいというようなところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

確認をしたいと思います。

協定をした旅館の受入れが可能なところに避難をする、大広間のみで使用で予約をしなければならぬ、個人のお金は発生しない。以上で間違いありませんか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

予約をしなければならぬというところだけは違っております。指定した避難所に避難される場合、予約の必要はございません。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

料金が発生しないというのは今総務課長が言ったとおりです。しかし、自分がいろいろな状況の中で個室を準備してくれとか、そして話を聞けば避難しに来とってビールはなかかいとか、そういったことを言われたと、それで困ったと。しかし、知ってる人だから断るわけにもいかないと。そういったときは、当然避難する場合は自分が食料を持っていくわけですので、ビールは飲みたいならそこでお金が発生することは当然のことですので、そこは無料じゃないということはしっかり皆さん分かっていたいただきたいと思います。

以上です。

○6番（待永るい子君）

これは過去に食い違いが起りまして、金額が発生したという事例もありました。そのようなことが起こらないように、旅館を利用するときの内容などを住民さんが周知するまで広報をするなどの対策をお願いしたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

御指摘のとおり、旅館だからということで避難所以上のサービスを御所望になられる方もいらっしゃるという事例があったということは聞いておりますので、これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、自主避難所として利用していただくということでございますので、その辺周知をするためにどういったことができるのかというのを検討させていただきたいと思います。避難所を利用するシーズンの前に万一旅館を利用することがあった場合と

ということで、回覧とかチラシとか、そういったことも考えていきたいと思います。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

太良町で災害弱者と呼ばれる方はどれくらいいらっしゃるのか、またその災害弱者への取組はどのようなものなのかお尋ねをいたします。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

災害弱者とは、災害時自ら自力で避難をすることが難しい方々を指し、避難行動に支援を要する方を指すと理解しているところであります。防災行政上は要配慮者と呼ばれており、現在太良町で把握している要配慮者の数は1,213人となっております。

また、取組についてであります。災害対策基本法第49条の10及び太良町避難行動要支援者支援制度実施要綱の規定に基づき、先ほど申し上げた要配慮者のうち特に支援が必要な方を避難行動要支援者と位置づけております。その避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別及び避難行動の支援を必要とする理由を名簿にまとめているところであります。また、現在避難行動支援者で登録されている支援登録数は408人となっており、この名簿について災害対応用として町の消防団及び民生委員に情報を、その担当の地区の分を提供しているところであります。

以上です。

○6番（待永るい子君）

その計画は機能していますでしょうか、現在のところ。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

今現在、幸いにも災害等が発生していない状態ではありますが、有事の際等に名簿の提供をさせていただいており、機能しているかしていないかと申しますと、今は確認ができてないところだと思います。

以上です。

○6番（待永るい子君）

機能するようにいろんな工夫をお願いしたいと思います。

この地区の公民館活用については、国の要望に応じて地域の方が自主的に避難所として活用していただければという答弁をいただいておりますけれども、地区のことだから地区で話し合っただけで決めていただきたいと、最終判断は区長さんをお願いするという、そのようなスタンスなのではないでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

基本的にはそういった考えであります。お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

この避難所開設について、地区の公民館を利用することということについては、町民さんのほうから私のほうに相談があり、ぜひ一般質問で聞いてほしいと、そのようなことでした。相談に来られた方は、町の指定している避難所へ移動するのに車の免許を持たないし、家族を連れて寝具などの荷物をおのおのが抱えて歩いていくのは大変だからとても悩むけど、家にいるしかない。しかし、家は川の横にあり、怖くて眠れない。地区の公民館を活用できれば助かる。高齢者の方もそうではないでしょうかと、そのように言われました。すぐ近くに地区の公民館があり、安心して避難できるのです。このような事例についてはどのように思われますか。

○町長（永淵孝幸君）

台風が来てるような大雨のようなとき、避難をしてくださいというのは、それは無理だと、高齢者の方、車を持たない方は大変だと思います。そういったときは、日頃から区の中で区長さん方とお話をされて、区民の皆さんでこういったときはじゃここに、公民館を利用しようとか、そしてこういったときは町が指定した避難所に行きましょうとか、そして例えば体が不自由だったり車を持たない人は誰々が避難所まで乗せていこうとか、そういった日頃の話合いが私は大事じゃないかなと思います。

全てを行政でと言われてもできない部分もございますので、そういったところは、先ほど山口議員の消防関係でも話しましたが、区の中でいろんな災害とか何かの対応は事前に十分協議をされた上でしていただきたいと、このように思っております。ですから、これから先もまた区長会とか何かがあった折には、そういうお話があったということであればまた話をして、区の中でしっかりいろんな災害を含めて、他のことを含めてでしょうけれども、話合いを持って安心して地域で生活、避難されるようにしてくださいというようなことは御相談していきたいと、このように思っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

行政は町の避難所に担当者を配置しておられますけれども、そのように地区の公民館にも担当者を配置しなければならないのでしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

部落の公民館を部落の方で避難所を設置されている場合にそこに責任者が要るかどうかというような話でございますけれども、原則としては誰か責任者になっていただいた方がいらっしやっただほうが良いとは思いますが、基本的には地区の自主活動として地区の実情に応じ

た活動になると思いますので、特段そういったことで何々しなければならないというような規定はございません。ただ、物資が不足するだとか、こういったときにどういった対応をすればいいんだろうかというような御疑問とかがあった場合は、町は協力をしていくというような形を取りたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

私に相談に来られた方は、その担当ということで悩んでおられました。その方の地区に相談をされたときに、区長さんなり誰なりが担当でいなければならないと言われて、迷惑をかけられないと、そのときは諦められたそうですが、災害が起こるたびに、雨が降るたびに不安でたまりません。何とかありませんかということで相談を受けたんですけど、地区の公民館を使う人の名簿とか、そういうのは大事だと、必要だと思いますけれども、それは利用する人がおのおの書けばいいし、誰かが担当でずっといる必要はないんじゃないかなと私は考えます。各地区の公民館を避難所として、住民さんからの要望があれば開設してもらえるように、町としても各地区に相談ですね。しなさいとかそうじゃなくて、こういう要望があるからどうでしょうかって、そんな一日中担当の人を置かなくても、たまに見に行ったりとか、そういうのは必要かもしれませんが、そういう担当者をずっと置くじゃなくて、自主的に自分たちで運営するという、そういう訓練の場でもありますけど、そういうことを相談するというですかね、各地区のですね。ここに相談するというのは可能でしょうか。

○総務課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

その件につきましては、とてもよいことだと思いますので、区長会、役員会とか、区長さんとかに折を見て、町長からも先ほど答弁がありましたけれども、そういった形で話を通して行って、そういったことがうまく回るようなやり方があるのであれば、ぜひ着手していただければというような形で私のほうからもお話をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

今までは地区の公民館を開設する機会が少なかったと思いますけれども、今後はいろんな形で開設していく必要があるのではないかと思いますので、現実にそういうふうに困っておられる住民さんもいらっしゃると思いますので、これをぜひ地区の公民館を利用して、この問題を解決していければいいなと、そのように思っております。

それでは、最後の質問に移ります。

前回でも一般質問をいたしました。経済建設常任委員会としても視察に行き、報告をいたしました。漁師の館跡地利用については町民の皆さんの関心事でもあり、最高の跡地利用

を目指すために、1点目、どのような方向性で検討されているのか、2点目、道の駅たらの利用者の意見などは取り入れないのか、3点目、財源についてはどのように考えているのか、以上3点について質問いたします。

○町長（永淵孝幸君）

待永議員の3点目、漁師の館跡地利用についてお答えします。

1番目のどのような方向性で検討されているのかについてであります。まずは町民の方から応援してもらええる施設として整備をしていくことを念頭に置き、軽食や有明海を展望できるスペースなど、誰もが気軽に立ち寄ることができるような施設整備を検討しているところでございます。

2番目の道の駅たらの利用者の意見などは取り入れられないのかについてであります。現在道の駅たら整備検討委員会において、町内の関係者である太良町料理飲食店組合、太良町観光協会、たらふく館などの代表者の方からの御意見や太良町観光協会による道の駅利用者アンケート結果についても参考にしながら協議を進めているところでございます。

3番目の財源についてはどのように考えているのかについてであります。道の駅に係る附帯施設として国、県などの財政的支援を受けられないか、県とも相談をして進めていきたいと、このように思っております。なお、いろんなほどよい事業等もあればそういったものを取り入れたり、また有利な起債事業等もあればそういったものを取り入れていくというふうなことで、極力一般財源を使わないような形での施設整備にというようなことで検討委員会では取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

町民の皆さん、老若男女に応援してもらええる施設ということは、具体的にどのようなことをイメージしておられるのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

町民の皆さんが気軽に立ち寄ることができる憩いの場として、また町内事業者との友好的な関係を築いていける施設をイメージしております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

町内事業者との友好的な関係を築いていける施設とは、具体的にはどのようなことでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

前段の友好的な関係から申し上げますと、町民の皆さんから応援していただける施設とし

ましては、観光客の方ばかりでなく、町民の方からも買物や休憩場所としての利用をしてもらえることはもちろんのこと、太良にはこんな施設がありますよと自信を持って知り合いの方に積極的に宣伝をしてもらえるような施設を考えております。また、町内事業者との友好関係につきましてですけれども、生産者からの材料の安定供給の御協力を得ることであったり、料理飲食店組合関係者からの食料品の販売事業について御理解と御協力をいただける施設をイメージをしております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

太良町観光協会による利用者のアンケートを取られたそうですが、その内容と結果はどのようなものでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

太良町観光協会では、道の駅内にあったらいいなと思う施設につきまして、筆記とネットによるアンケート調査を実施されております。アンケート結果につきましては、一番多かったのがカフェ、レストランで約6割強、次に体験、フリースペース、3番目が特産品直売所の拡大となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

町民の皆様から応援という意味では町民全体のアンケートも取るべきではないかと思いますが、担当課の考えはいかがでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現時点におきましては、町民の皆さんからのアンケートを実施する考えはございません。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それはどうしてでしょうか。何か特別な理由がありますか。

○町長（永淵孝幸君）

アンケートを町民皆さんから取っても、個人的におのおのの意見が出てくると思うんですよ。じゃ、それをどうやって整理して、どの意見を取り入れるかというのは、これは物すごい労力が必要だと思います。ですから、逆にパブリックコメントみたいに、何かあれをやってもらえばいいでしょうけど、物すごい、例えば私はこういったものもいい、私はこういったものもいい、じゃこっちはこういったものもいいと。これを整理する上で参考にはなるかもしれませんが、そういったものはこちらでもいろいろな、先ほど言っておりますように、代表者を入れて取り組んでおるわけですので。そしてまた、議員さん方からもいろいろ

るな提案をしていただいているんですよ、逆にですね。ですから、そういったことを含めて、皆さん方は町民の代表ですので。そういったことを含めて考えて、町民全体は考えていないというふうなことでございますので。

以上です。

○6番（待永るい子君）

具体的な建設などについてはまだまだ検討中だとは思いますが、有明海を展望できるという意味では2階建てで、2階のほうが眺めがいいと思いますが、担当課の考えはどうでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現在、道の駅整備検討委員会におきましても、既に2階建てで2階の部分に有明海の景色を楽しみながら飲食ができる休憩スペースを確保したいという話合いを進めておるところでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

現在、道の駅はほぼほぼどこも同じような運営をされているように見受けられます。今後は、その町でしか味わえない感動や体験を与えられるところ、メジャーなところが発展していくのではないかと考えます。

2つほど提案をしたいと思います。

まず、漁師の館跡地を2階建てにするなら、1階に民俗資料館を持っていったらどうでしょうか。この案は先輩議員の方が提案されたことがあります。令和5年度の民俗資料館利用者は町内21名、町外79名、合計100人です。単純に3日に1人訪れるということです。民俗資料館というのは誰でも入館されるのではなくて、好きな人しか来ないとは思いますが、せっかくの民俗資料館がこれでいいのかなという気がいたします。歴史の好きな人にぜひ来ていただきたいと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現在、その考えがございません。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

歴史民俗資料館は、その活用をもっと考えて、いろいろ今の施設をやるべきじゃないかと考えております。これを仮に道の駅に作ったからといって、1回例えば見に行けば、品物がずっと変われば、また見に行こうかとなると思いますけれども、同じものがずっと飾ってあって、リピーター的に何回でもその会場に見に行くという人が私はほぼほぼいないんじや

ないかと思えます。ですから、もう少し人が集まる、先ほど交流人口という話も出ておりました。そういった方が来ていただくような施設整備というようなことを考えておりますので、先ほど担当課長が言いましたように、歴史民俗資料館の移転は考えてないというようなことでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

もう一つの案、これは町民の方からぜひ提案をしてみてくださいと言われました。

1階の部分にロッククライミングの設備は作れないかということで、大人用の設備は高さが非常に必要になりますので、子供用であれば安全面の設備をすれば可能なのではないかと思います。道の駅に併設することで、親子で来町される人が増加する可能性はあります。オリンピックの競技種目でもありますし、小さな田舎町から金メダルのヒーローが誕生する可能性もあります。夢を広げる施設としてロッククライミング設備構築は考えられませんか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現時点では、ロッククライミングとかボルダリングの設備構築の考えはありません。

御質問の待永議員さんでも2点の案ということで持っておられるように、町民の方もいろんな意見、考えがあると思えます。施設内に何を持ってくるかにつきましては、人それぞれの多くの考えがあると思えます。漁師の館跡地の限られたスペースを有効に活用するためには、まず建物の基本構想しっかり定めておく必要があると感じております。太良町での交流人口の増加などを担う施設として、漁師の館跡地を有効活用するために必要な機能は何かなど、今後コンサルタントに依頼をし、整備を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

有明海を展望という点では2階建ての建物で話合いが進んでいるということでしたが、軽食については具体的にどのようなものをイメージしておられますか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

検討委員会におきましては、まずいわゆるカフェですね。コーヒーや飲料水、あとパンケーキやそういった軽いものの食べ物を提供できればというイメージを持っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

お弁当などを道の駅から購入して食べるということ、食堂みたいなものは存在しないということでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

お弁当を購入し、食べるスペース等は現在検討しておりますけども、そこで調理をして販売するようなどは考えておりません。そういった御利用者の方については、町内に入っただけ、専門のおいしい食べ物を堪能していただきたいという考えでございます。

以上です。

○6番（待永るい子君）

町民の皆さんに応援をしてもらうためには一緒に作り上げていく、そういう過程も重要ではないかと考えます。青写真ができれば少しずつでも町民の皆さんにお知らせをする必要があるのではないかとと思いますが、担当課の考えはいかがでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

現段階におきましては、道の駅整備検討委員会におきまして十分協議を行いながら施設整備を行っておりますけども、今後におきましては基本設計から建設までの進め方をコンサルタントに相談をしたいと考えておりますので、御質問の青写真段階での情報提供が必要なのかどうか、そうでないのかについても今後コンサルに相談しながら対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

それは、コンサルタントが町民さんも情報公開したほうがいいと言われたらしますが、そうでなかったらしませんという、そういう理解でいいのでしょうか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

コンサルタントさんの、例えば先ほど町長が申し上げたように、一つの方法としましてはパブリックコメントとかいろんな方法があると思いますので、その辺のアドバイスをいただきながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

時間がありませんので、最後に町民の皆さんから意見といたしますか、お便りがありましたので、今後の参考にさせていただければと思って御紹介をしたいと思っております。

まず、1人目の方の意見です。

太良町は山や海もあり、自然豊かな立地があるので、大村のシュシュみたいな施設ができればいいなと思っておりました。町主導で取り組んでほしいです。大村のシュシュというのは、地産地消ということで、地元で取れた野菜を使ってバイキング形式の食事を提供されているところなんです。

2人目の方の意見です。

漁師の館の再利用ですが、名の知れたコーヒー店がいいことだと思います。武雄が一番近いですが、太良にできればまた便利で、鹿島や長崎、諫早あたりからもお客様が来られると思います。道の駅を利用するお客様も利用でき、集客率にいいと思います。コーヒー店でなくても、全国チェーン店の利用もいいと思います。

貴重な意見だと思います。町民の皆さんの期待に沿った漁師の館跡地整備を強く要望して、私の質問を終わります。

○副町長（毎原哲也君）

補足の説明をしたいと思います。

私とその建設の、ある意味座長をやっておりますので、今おっしゃった町民の皆様方の御要望、それは聞いてまいりたいとは思いますが、これも検討の中でどうなるかですね。これも県もまたいろいろ、こっちも伺ったりして、こういうのはどうでしょうか、こういう町にはというようなことも相談もしていますので、そういう中でそういう方向に行けばよろしいですけども、とにかく、先ほどから課長が言ってますけども、皆さんに愛される、そのような施設を作っていきたいというふうに考えておりますので、乞う御期待というか、そういう感じで考えていただければよろしいかなと思います。それで、そんなにこちらのほうとしては急いでません。ゆっくり、急がないでいいものを作っていきたいと思いますので、そのように御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

これで2番通告者の質問が終わりました。

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番通告者、大鋸議員、質問を許可します。

○1番（大鋸美里君）

議長の許可を得ましたので、質問を始めさせていただきます。

本日の質問は2点、こども食堂についてと医療従事者をワクチンリスクから守るためにはです。

まず質問1、こども食堂についてです。

稲の穂もたわわに実り、今年も収穫の季節を迎えようとしています。私たちは食事のたびにあらゆる命に感謝し、いただきますと手を合わせます。昔は3世代家族で食卓を囲むこと

が日常だった日本も、高度成長経済成長とともに核家族化が進み、今では子供の孤立や孤食が社会問題として扱われるようになりました。子供たちに温かな食事や居場所を提供しているこども食堂、そのこども食堂の件数は年々増加しており、全国で9,000件を超えています。佐賀県内においても、こども食堂を含む子供の居場所開設数もここ数年で増加しています。

そこで、太良町内にあるこども食堂の現状について問います。

1、こども食堂とは何か。

2、2023年12月時点で県内では102か所となっています。現在では111か所に増えているそうです。現在、町内には何か所のこども食堂があるのでしょうか。

3、利用及び運営状況はどうなっているのでしょうか。

4、今後の展望及び課題はあるのでしょうか。

以上、4点をお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

大鋸議員の1点目、こども食堂についてお答えします。

1番目のこども食堂とは何かについてではありますが、近年、地域住民等による民間発の取組として無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するこども食堂などが広まっております。家庭における共食が難しい子供たちに対し、共食の機会を提供する取組であると農林水産省のホームページに記載されており、そのように理解しております。

2番目の現在町内にあるこども食堂の開設数ではありますが、3か所でございます。

3番目の運営及び事業状況についてではありますが、3か所とも個人で運営されており、毎月1回から年4回程度、自宅や公共施設で開催されております。また、利用状況につきましては、1回の開催に20食から50食の提供が行われ、子供の利用のほかにも高齢者の利用もあっております。

4番目の今後の展望及び課題についてではありますが、まず課題につきまして、運営者からはこども食堂の継続的な取組を行う中で財源確保が難しいという声が聞かれております。また、今後の展望につきまして、町ではこども食堂が自主的、自発的な取組であることを最大限に尊重し、個人やNPOの善意で行われている活動の趣旨に理解が必要だと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

先ほどの町長の答弁でありましたように、こども食堂とは家庭における共食、共に食事をするのが難しい子供さんに対して、栄養価の高い食を温かい空間で共に食べるという場所ということでした。

全国のこども食堂をサポートするために、NPO法人全国こども食堂支援センター、むす

びえというのがあります。この理事長である方は、お金だけでなく、人とのつながりも減っていくのが貧困だということを述べられております。ここ数年、コロナにより経済的な問題や様々な人との交流が絶たれるような環境がありました。物価高騰もあり、生活は不安定な家庭もあると思われまます。町内において、非課税世帯数、そして独り親世帯数は何件あるのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

非課税世帯につきましては1,086世帯、独り親世帯につきましては70世帯となっております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

今課長がおっしゃられたように、1,086世帯と独り親が70世帯ということで理解しました。

ただ、こども食堂においてはこの方たちが対象というわけではないというふうに先ほどの答弁から理解することができておりますが、このこども食堂ですが、それぞれ3か所現在あるということなんですが、どのような経緯でいつから始まったのか教えてください。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

3か所のこども食堂についてであります。ひまわり食堂が令和4年、子ども大人食堂とおれんちカフェどれみが令和5年からそれぞれ開設をされております。

開設の経緯でございますが、子供たちにおいしい御飯を食べていただきたい、食事を通して地域の皆さんと楽しく交流ができる触れ合いの場所のためにそれぞれ始められているところでございます。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

今おっしゃられたように、ひまわり、これは大浦のほうでされているということで、令和4年からですね。あとおれんちカフェどれみと子ども大人食堂が令和5年からということで、町内で3か所されているというふうに認識しました。それぞれ主催されてる方の背景と申しますか、いきさつというのはほかに何か少しお伝えしてもよい情報というのはあるのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

それぞれのこども食堂様に以前調査した内容でございますけれども、子ども大人食堂につきましては自宅の一部を改装をされ、誰でも利用できる場所として開放されております。また、子供から高齢者を含む多世代の交流ができていくということで、コミュニティーの場として活用されているところでございます。次に、ひまわり食堂につきましては、板前の経験

を生かされておいしい食事の提供ができているとおっしゃっておられておりました。おれんぢカフェどれみ様につきましては、小さい子供から高齢者までの多世代型であるとのことでした。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

今言われたように、されてる方の背景だったりとか、対象にされてる方もそれぞれカラーがあるということで認識しました。この3か所、参加対象者について今言われましたが、誰でも参加できるということの認識でも可能なんではないでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

どのこども食堂につきましても、子供から高齢者の方までの利用が可能でありまして、特に制限されているところはありませんでした。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

このこども食堂について私も数年前から少し関わらせていただいているんですが、当初は子供だけが行くものかと私も思っておりまして、大人も行っていいのかとか、そして最近もほかの人に言うと、いや自分も行っていいのみたいなことを聞かれることが結構あるわけなんです。なので、こども食堂の認識というのが結構個人によって違う。社会的な背景で割と広がってはいるんですが、まだまだ大人の人だけで行っていいとかというところがまだ不安定なところもあるかなと私の周りであったので、そういったこともお尋ねをしました。誰でも行っていいというところですね。

そして、次ですが、利用及び運営状況についてです。

食材の確保やそれに伴う財源等はどうなっているのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

食材につきましては、一部地域の人から野菜などの提供があっているところもありますが、基本的に自分たちで購入されているところでありまして。また、財源につきましては利用者からの負担金のほかに社会福祉協議会や町の地域づくり事業補助金を利用されているところもございました。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

そうですね、町内だけに限らずほかでもやってる方を聞くと、財源確保が難しいとも言われておりました。民間での自分たちがやりたいと思ってやってることなので、財源とか材料とかはそれぞれが準備するような形だったり、あとは時間と場所と経験などが無いと、なか

なかやろうと思ってもできなかつたり一人ではできないという、そういういろんな条件が整って初めて運営をできるというところで、やりたいという方がいてもなかなかやれないという現状もあつたり、実際やってみてもいろんなハードルがあるということを現場でやられてる方の声を私も聞いております。先ほど言われたように、いろんな補助金を使われて工夫して行政のほうに相談してされてるというところですが、町内3か所とも補助金等を使われてるということによろしかったでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

3か所のうち2か所が利用されているところでございます。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

財源については来られる方の数もあるとは思うんですけど、大体10万円ほどがあれば年間の経営はやっていけるというようなことを多く聞いております。ただ、それを個人で出したり、安全面とかいろんな面がありますから、自分の家ですすものと全く違うわけですね。そして、安心・安全な食材というところで地産地消を考えてくださったり、お米は地元を使いたいねとか、いろんなこだわりをそれぞれが持たれてるわけですね。しかしながら、なかなかその調達がうまくいかないということもありますし、県のフードバンクのほうに登録して、そして連絡をして直前に佐賀まで行って、ないものはまた買い足すという、新鮮なものをなるべく届けるということを本当に工夫をしていただいているというのが、それもボランティア精神でやっていただき、そして子供たち、そして地域の人たちにそのエネルギーを還元していくということをされているということなんです。ですので、その1か所、今財源、特に補助金等を使われてないということですが、ここに対して何か町のほうで御相談とかはあつたりしたんでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

その事業所というか開設されている方に以前御連絡したときに、こども食堂の補助金の活用以外に活動内容が高齢者の居場所づくりの補助金が活用できないか係内で今協議しているところでありまして、情報提供、うちのほうの方向性が決まった段階でまた開設者の方に御連絡する旨のことをお伝えしております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

今しっかりと連携してサポートしていただいているということで認識をしました。

あと、次ですね。町内それぞれのこども食堂の、先ほどと少しかぶると思うんですけど、特色というのは、3か所あるんですけど、チラシだけではなかなか伝わりにくいということも

あったりするので、担当課のほうから特色としたらどういったところが挙げられるのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

特色については、それぞれ3か所の特色を先ほど御紹介させていただきましたけれども、参加者の反応についてであります。参加される子供の中には保育園にはなじめていない子供が年上の子供の姿を見て自発的に調理を始める姿があったり、作り上げた喜びを感じ、食事を楽しんでいる。また、スポーツをしている子供たちは練習後に利用をして、毎回楽しみにしている。参加者同士が会話をするなど、楽しそうな姿が見られる。また、学生が来てフルート、ホルンを演奏したりしているとのことで、それぞれのこども食堂の特徴が出ているものと理解をしております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

特色と、あと反応のほうまで言っていたき、ありがとうございます。

そうですね、参加者として来られる方の反応を聞いてみると、初めて来る方とかは何で今まで来んやっとならなくてやろかとかと言う方もいらっしゃいますし、これだったら何かまた来ようねって思えるとか、行く前は初めての場所だったりするので抵抗があるんですが、行ってみるとその場所の雰囲気だったりやってる方たちの人柄だったりとか、お互いの掛け合いだったり、そういうところに引き込まれていくと申しますか、あとは食事をそこで共に食べるということが参加された方の気持ちを緩ませていく。そして、地域、そこからあんだどこから来たねとか、いろんな話が広がっていく。そして、先ほど演奏会があったというふうに言われたように、はじめ来られてその次、じゃこういうのやってるから、じゃあ次うちでしてよみたいな感じで、次のステップへもう話が勝手に進んでいくというか、それを作ろうとしてやるんじゃないで、その場の雰囲気でもた違うものが出来上がるという、そういう場ができているというふうに思います。漠然とになりますが、アットホームですごく大人も子供も居心地よくいれるという場所が町内の中に今3か所、現実的にできているということです。そこには年齢層は関係なく、いろんな人が集まってくれる。

あとは、独り親の方だったりすると、ずっと家で産前産後だったりすると、いらっしゃったりすると、もう悶々として、そういうところに行って赤ちゃんをだっこしてもらっただけでもう気持ちが緩んでいくわけなんですね。一人で子育てをしてるんじゃないんだとか、そこに行くとかこういう人たちに会えるとか、行けなかったらもう本当に一人で悶々とその子供と対峙するということを結構、お母さん方だったら分かると思うんですが、そういった場の安心、子育てのサポート支援センターみたいなところも機能としてあるというふうに私は思っております。

今そういったところを言いましたけど、こども食堂は地域コミュニティーのどのような位置づけになるというふうを考えていらっしゃるでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

生活の多様化等により、家族と一緒に食事を取るのが難しい子供もいる中、このような共食の場は家族以外の地域の人々の交流拠点としての位置づけになるものと思われております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

今言われましたように、家族以外の方たちとの交流の重要な拠点というところで、以前は太良町内でも各地域での祭りや子供クラブ活動、そして年間を通じて地域の様々な集まりの中で子供たち、大人もなんですが、多くの人たちと関わり、様々な人の価値観に触れることが当たり前の世の中があったと思います。しかし、今は子供さんの数が減ったことやコロナの影響もあり、そのような集まり自体が地域によってはほとんどなくなっている場もあるわけなんです。なので、関わる人たちが限られてしまったり、大人もそうですよね、仕事に出て帰ってきてということなので。こども食堂では、子供だけではなく、地域の大人の居場所にもなっているというふうなことも県内の話合いの中で言われておりました。

そして、子育て支援、そして地域の人たちの健康増進、そして防災の拠点の重要な活動地域にもなるのではないかと考えております。先ほど山口議員の質問の中でもありましたように、あそこにはあの人のおるねとか、そういう話は勝手に広がって行って、何かあるときに、あつどがんしよるねみたいな形で連絡を、その地域でなくて広域のところでも勝手につながっていくという。今までになかった、そういった地域のコミュニティーが今出来上がっているというところも言えるのではないかと思います。子育て中だと人生相談の悩みなども言えたり、そういった環境が育まれているところです。県内ではひきこもりや不登校支援などもつなげて活動されているこども食堂もありますし、町内でも様々な形で地域の方を受け入れる場としての広がりも今後期待されるのではないかと思います。

○議長（江口孝二君）

質問の途中ですが、昼食のため暫時休憩します。

午後0時 休憩

午後1時2分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

こども食堂の特色のところ、自宅の一部を改装をされ利用されているところを子ども大人食堂とお伝えしましたが、正しくはおれんちカフェどれみです。訂正させていただきます。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

最後に、周知についてですね。

こども食堂が3か所あるということで、今課長がおっしゃられたように、子ども大人食堂とおれんちカフェどれみ、そしてひまわり、この3か所は周知はどのようにされているのでしょうか。

○町民福祉課長（田崎哲次君）

お答えします。

周知方法につきましてはそれぞれ工夫されておまして、ポスターの掲示、町内の小・中学校にチラシの配布、またコンビニエンスストアにも協力していただいているところもあります。また、SNS等で情報を発信されているところもありました。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

今言われましたように、いろんな工夫をされて周知をやっておられます。ただ、それぞれ開設当初等はなかなか周知がうまくいなくて、周知してほしいという声を、こういうふうにはチラシを配って回ってもなかなか受け入れるというのも反応が鈍かったり、いろんな御苦労もなされているみたいですので、この一般質問を機会に、こういった活動が地域の中でしっかりと今なされているということを地域の方、皆さんが認知していただき、そしてまた温かく見守っていただきながら、足を運んでいただきながら、この地域コミュニティーであるこども食堂、子供の居場所を皆さんで育てていただければと思っております。

今後も、町におかれましてもこういった活動のサポート、今後またこういう活動をやりたいという方が出てくるかと思しますので、そのときはしっかりとサポートしていただきながら、地域の活性化、そして少子化対策にもなりますし、関係人口を増やすという、外からというよりも中の関係人口を増やしていくというところもありますので、ぜひとも積極的にサポートをお願いしたいと思っております。

これで質問1を終わらせていただきます。

○町長（永淵孝幸君）

サポートの話なんですけれども、一生懸命子供、子育て支援の中でも子供たちの食堂を運営していただき、これはありがたいことです。ですから、今後はその食材とその徴集についてはいろいろ、例えばJAがあり、漁協があり、もろもろいろいろなお店さんもあります。そういったところからこういった食材等の提供ができないかというふうな話を、例えば我々行政と一緒にいいですから、担当課あたりも行って、農協あたりもいろいろな部会もあります。野菜部会、ミカン部会、あれこれありますので、そういった中で食材の提供ができないのかというふうな御相談をしていくべきじゃないかなと思っておりますので、そこ

はこども食堂等の食材の徴集にも一緒になってやっていくというふうなことを思っておりますので、議員が中心になってそういう方々と話をされて、そして周辺とかほかのそういった各団体に出向いていくというのも一つの方法じゃかなと思っております。金ばかりじゃなくて、そういう方法もあるんじゃないかなと思っておりますので、そこは担当課あたりも十分共有していただければと思います。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

ありがとうございます。町長が今申されたように、いろんな企業さんとか関係機関等も、先月ですかね、今学校とか本当子供に関わる方たちと集まって話合いをして、情報を共有したというようなこともありますので、これが多分今後広がっていき、そういう活動をされてるんだなということがまた自然に出来上がってくると思いますし、また町長が申しましたように、主催者側、そして私も一緒に出向いている人との関係を育んでいながら、食材の徴集だったり寄附等も、ものを持ってこられる方ももちろんいらっしゃいますので、そういった窓口等をきちんとそれぞれ受けれるように体制を整えていければと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

質問2です。医療従事者をワクチンリスクから守るためにはです。

2024年8月8日、一般社団法人日本看護倫理学会は新型コロナウイルス感染症予防接種に導入されるレプリコンワクチンへの懸念、自分と周りの人々のためにとした緊急声明を発表しています。これは、医療に従事する人々に対し、医療の倫理的側面からレプリコンワクチンが開発国や先行治験国で認可されていない問題やシェディングの問題、将来の安全性に関する問題などの5つの問題が記載されています。10月から始まる新型コロナワクチンの定期接種を前に、最前線で従事する太良病院従事者へのワクチンリスク管理について問います。

1、10月から使用される新型コロナワクチンの薬剤の種類は何か。また、どのような効果があるのか。

2、シェディングとは何か。

3、ワクチンハラスメント対策はされているのか。

この3点をお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

大鋸議員の2点目、医療従事者をワクチンリスクから守るためにはについてお答えいたします。

1番目の10月から使用される新型コロナワクチンの薬剤の種類は何か、またどのような効果があるのかについてでございますが、薬剤の種類はWHOの推奨を受けて国が決定したもので、JN-1という系統の成分ワクチンであると報告されております。また、効果については厚生労働省から重症化予防と発症予防の両方が期待されると発表されていることから、

そのように認識をいたしております。

2番目のシェディングとは何かについてであります。令和6年7月5日、厚生労働省内会見で大臣はシェディングと呼ばれる現象というのが科学的知見として現在存在しないという声明が発表されております。そういったことで、これについてはお答えすることもできません。

3番目のワクチンハラスメント対策はされているかについてでございますが、特段の対策は現在のところ行っておりません。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

最初に、これまでの新型コロナワクチン、4億回国民に打ったということなんですが、この4億回打ったデータからの有効性というのは示されたのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

国の報告によれば、コロナワクチンの接種者と未接種者を比較した場合は、60歳以上における入院予防効果が国内では44.7%、海外では70.7%と示されております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今課長がおっしゃられたのは、恐らく長崎大学のほうが入院の分を調査している研究ですけども、これはあくまでも入院が減ったか増えたかというところで、有効性というところでは4億回打った国民へのデータを使っていないということから、どうなのかということが今話題になっております。なので、今回の4億回国民に打ったデータからの有効性というのはまだ示されていないという状況だと思います。

この日本看護倫理学会の声明でも、従来の新型コロナワクチンというのはメッセージャーRNAが遺伝子なんですけども、人体の遺伝情報に影響を及ぼさないという確証がないと言っています。そして、定期接種により広範囲に及び、継続的にメッセージャーRNAワクチンを使用することに問題があるというふうに公表しております。そして、これまでのワクチンによって免疫システムが異常を起こし、ウイルスを増殖させ、病気やコロナの重症化を引き起こし、全身のあらゆる場所に血栓や炎症、がんを引き起こすことが今世界中で明らかになってるという状況です。そして、今盛んに言われてるのが、そのワクチンのスパイクたんぱく質の解毒をするということが言われております。血液をサラサラにする納豆に含まれるナットウキナーゼやターメリック、カレーに入ってるウコン、あとお茶のカテキンなども血液をサラサラにするということで、こういったものを日常的に摂取したほうがいいと。あとは、一番大事なのはこれ以上ワクチンを打たないことだそうです。

そして、10月から使用される新型コロナワクチンは、現在5つの企業がワクチン供給の予

定に上がっているようですが、町ではどのワクチンを使う予定でしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

令和6年3月まで実施された特例臨時接種におきましては、国が承認をいたしましたワクチンを県を通じて町へ供給され、町で管理を行ってまいりました。しかし、今回令和6年10月開始の新型コロナワクチンについては各医療機関が薬品会社から直接購入することになっておりますので、どのワクチンを使用するかは町では分からない状況でございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

現時点では分からないというお答えでよろしかったでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

分からないということですが、一応国が出してるのは5種類あるというふうに先日公表されておりました。その中のMeiji Seikaファルマのコスタイベという自己増殖型といわれるワクチンなんですが、これは先ほどの声明文にもあったワクチンなんですが、これはスパイクたんぱくを忍者のように複製するレプリコン、複製ということなんですが、と呼ばれるワクチンです。これが開発国や先行治験国では認可されていないというのは本当なのでしょうか。日本で認可されたのはどのような理由でしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

レプリコンワクチンにつきましては、海外でも許可されているか否かにつきましては詳細は分からない状況であります。しかし、国の報告によれば、日本で薬事承認された理由につきましては安全性と有効性が確認されたものだというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

これは、日本だけが使うという、この流れはこれまでの歴史の中でも海外で使用禁止された薬剤を用いて日本で使い続けた結果、多くの被害をもたらした薬害エイズなどを想起させるということで、学会のほうでも発信をされているという背景があります。そして、レプリコンワクチンであるMeiji Seikaファルマのコスタイベの治験結果はどうだったのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

治験結果につきましては、国からの報告がなされていないため、分からない状況でございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

これは、Meiji Seikaファルマのほうから出されてきている治験の資料があるんですが、それを見ると今回のJN.1対応のワクチンはマウス5匹と8匹の治験だけということで、人に使うのは今回が初めてだということを記されております。予防接種法第2条はどのような内容が記載されているのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

この予防接種法第2条につきましては、定義といたしまして、予防接種とは疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを人体に注射し、または接種することをいうということで記載されております。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

今おっしゃられたように、疾病の予防に有効であることが確認されているということが条件だということですが、マウス5匹と8匹で人での有効性が確認されたということになるのかは疑問があるということです。また、これまでの新型コロナワクチンについても多くの健康被害を出しておりますし、その健康被害の救済及び治療法もいまだに不十分だという背景があります。10月からのコロナワクチンの接種対象者はどのようになっているのでしょうか。また、接種券の送付はどうされるのでしょうか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

令和6年、今回ですけど、秋からの新型コロナワクチンの予防接種の対象者につきましては、1つは65歳以上の方、それと60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能の障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして、厚生労働省が定めるものとなっております。また、接種券につきましては今回は高齢者のインフルエンザと同様、送付はいたしません。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

接種券の送付はされないということと、あと高齢の方が対象ということで分かりました。

次に、シェディングについてです。シェディングについては、科学的な知見がないというふうに答弁でおっしゃられましたが、これは伝播と呼ばれることですが、伝播とは何かとい

うと、人の汗や体液、吐く息などを通じてワクチンの成分が人から人、人から動物へと伝わることだそうです。感染症の予防を目的とした組換えウイルスワクチンの開発に関するガイドラインには、排出された組換えウイルスは第三者へ伝播する可能性が考えられることから、被験者のみならず近親者をはじめ、近接した距離または接触等による可能性等を踏まえた第三者への安全性を確保しながら慎重に開発を行うと記載されております。

今回のコストイブでは人には行われておりませんので、こういったことが起こるかどうかは分からないという状況です。周りへのシェディングによる危害がないことを証明されなければ、人へ使うことは倫理上の問題を生じるといいます。Meiji Seikaファルマはそのような研究はしてないという報告もありますし、日本看護倫理学会はこのシェディングについて強い懸念を示しています。危害がない証明が必要だと考えるのが道理だと言えらると思われます。

これまでの新型ワクチンの重大な副作用と有害事象のリスクを踏まえた、今後インフォームド・コンセントはどのように行われるのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

インフォームド・コンセントについてですが、ワクチンに限らず、病院のほうではまず幅広く患者様にはインフォームド・コンセントをしっかりとしているつもりです。ワクチンに関しては、今回は自己判断、任意接種ですよね、今回のワクチン。自己判断、任意接種ということは、接種を受けようと思われている方が説明の文章、重大な副作用であるとかそういったものをしっかりと把握した上で病院のほうに来ていただいて、もしそれについての何か疑問があったら病院の間診のときに聞いていただくと。そういった形で、インフォームド・コンセントをしっかりとやっていこうとは思っているところです。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

インフォームド・コンセントはしっかりとやるということですが、重大な副作用等についてもきちんと伝えるという認識でよろしかったでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

先ほども言いましたように、ワクチンを受ける前にきちっとそのようなこともあり得るということを各自が認識した上で接種に臨んでいただければと思います。そこについて、先ほどと繰り返しになりますけど、疑問があったりした場合は接種前に確認をしていただく、疑問点を聞いていただく。そういったことについては、きちっと説明をしながら接種に臨んでいただくように進めていきたいと考えております。

以上です。

○健康増進課長（中溝忠則君）

先ほど病院事務長のほうから今回の新型コロナワクチンにつきましては任意接種という答弁がございましたけど、正確には定期接種のB類疾病でございますので、定期接種に該当しておりますので、お間違いのないように、すいません、よろしくお願いいたします。

○1番（大鋸美里君）

定期接種という名称ではありますが、御本人が自分の意思で決めて接種を受けるという認識でよろしいですか。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

議員御案内のとおりでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

これまでの新型コロナワクチンについてですが、有害性に気づいた医師の方などが接種を中止するという病院もこれまでにあっております。その方たちも、今回のこのワクチンについてすごく調べるとこういった現状について警笛を鳴らされ、その施設等では接種をしない、そして受けては駄目だということを啓発されておりました。

次に、ワクチンハラスメント対策ですが、特にしていないとのことでしたが、ワクチンハラスメントとは何かというと、ワクチン接種の強要や接種をしない従業員に対する解雇、嫌がらせなどの問題が懸念されていることとされています。病院内におけるワクチンハラスメントの事例等はあるのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

太良病院内ではワクチンハラスメントの事例はありません。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

特にないということ認識しました。

この日本看護倫理学会の声明でも同調圧力の懸念が示されております。これまでもコロナ禍で医療従事者は率先して接種をすることが社会全体の流れとして圧力が生じていたのも事実ではないかと思えます。接種したくないけれども、しなければいけないという声を私も何人も聞きました。中には仕事を辞めた方もいらっしゃるし、進学を断念した方もおられます。学校から打ちなさいと言われたと、打たないと進学できないと、学校側も言われたそうです。

本来、義務ではなく任意だったものが、社会全体の動きとしてこういうことが周りで実際に多く起こっていたというのも事実です。そのため、今回その倫理学会のほうでもこういっ

た現場の声を吸い上げて、今後そのようなことが起こらないようにというのも踏まえてこの声明を出されています。病院や行政におかれましては、医療従事者の主体的な意思、自己決定権が脅かされないように、今後も環境調整に努めていただきたいと思います。

次に、ワクチンハラスメントに関する症例を用いた講習会や勉強会等も行われているのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

現在のところ、ワクチンに関してのハラスメント教育等は行っていません。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

ワクチンに関してはないということですが、ほかのハラスメントに対してはしているということでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

幅広くハラスメント全般については、今月末も弁護士の先生を呼んで講演会、研修会をするようにしてますし、毎年数回の研修会、それと病院内でも窓口の設置をしてハラスメントの相談を受ける体制、そういったものもきちっと作っております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

研修会等をワクチン以外のことではされているということで認識しました。

今回のコストイベというレプリコンワクチンですが、シェディングがないとは証明されておりません。したがって、接種を望まない人が接種した状態になる可能性もあるということなんですね。移る、伝播なのでですね。その周囲の人にもシェディングが起こることが懸念されております。これは、通常のワクチン、これまでの遺伝子ワクチンと違って、レプリコンというのはさらに自分の中でウイルスを作り出すというものが組み込まれておりますので、それがまた人に移って、その人の中で増殖していくということなんですね。その影響で健康被害が起り得る二次、三次的な影響もないとは言えない。これは、接種を望まない人が接種した状態になるということなんですね。ワクチン接種の強要に入りうる事象とも取れるということです。接種者の方と接触する機会が多い介護職や看護職、そして家族や職場の方々など、ペットも含み、同様のことが考えられると。

声明を出した学会長である前田樹海さんに私も電話してお聞きしたんです。なぜこのような声明を出したのかと。それと、もう本当に前田さんもまさかと思ったそうなんです、でも調べれば調べるほどにこれは危険だということで、学会の理事たちとも協議をし、調べ尽くし、これはいけないということで、医療従事者のほとんどは恐らく知らないだろうと。だ

からこそ、この声明を出したということです。ですから、多くの医療従事者に自分と周りの人たちを守るための行動を取ってほしいということでした。

そういった中で、先ほど勉強会にはほかにしているということなんですが、こういったことの勉強会というのは今後可能なのでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、シェディングに関しての勉強会というのは今のところは考えていません。先ほどから新しいタイプのレプリコンワクチンについての質問だと思うんですが、今回の予防接種では、太良病院では使用しないようにはしています。それを前提に、毎回予防接種の前に新しい薬剤を使うときは医局会の中で薬剤の検討をして、どの薬剤を使うか、また作用、副作用の勉強会、そういったものはやっております。

以上です。

○1番（大鋸美里君）

分かりました。レプリコンワクチンは今回は使用しないということで認識しました。

ただ、町内にはほかにもいろんな機関や施設等があります。このレプリコンワクチンというのは、1つのバイアルで16人分ほど接種できるそうなんです。なので、高齢者施設だったりとか、そういったところで使われる可能性があるんじゃないかということをおっしゃっております。ほかのワクチンに関しても調べたのですが、同じようにマウスでしか実験をされていないという現状でしたので、そこも踏まえて協議をしていただければと思っております。

時間がないので進みますが、あと過去にワクチン開発に関わってこられたワクチンハラスメント救済センターの井上正康理事ですが、この方はこのようにおっしゃっております。教科書にない患者の症状が見られた場合、後に教科書が書き替えられるのが医学の基本であると。また、経験の科学である医学は極めて未熟であり、患者の症状や訴えを真摯に受け止めて観察することは人を対象とする医学の基本であり、人間はモルモットではないと強くおっしゃられております。

これまで国が進めてきた政策、たくさんあるんですが、このワクチンに関しては本当に疑問が多いのではないかと今多くの方が思っているのではないかと思います。ですので、きちんと内容を調べて、精査をして、接種する側、そして器具を打つ、その一人一人がこういった内容をきちんと把握することが必要な時代になっているということです。

今回、病院のほうではレプリコンは使わないということだったんですが、今後このレプリコンワクチンの工場が今日本国内に20か所以上ありますから、ここでたくさん生産をされるということなので、あらゆるワクチンがこれに替わってくるんじゃないかというふうにおっしゃっておりますので、ワクチンに頼るのではなくて、一人一人の十人十色の免疫があるわけなんですよね。なので、この人にはこれがいいかもしれん、この人にはこれ、全員違うわけな

んですね。なので、ワクチンありきではなく、私たちは自分の免疫力を高めていけるような生活をしっかりと育んでいくことが一番重要になってくるのではないかと考えております。ですので、今後も町におかれましても、病院におかれましても、幅広い情報を収集し、町民の皆さんが安心して暮らせる環境の構築に努めていただくよう強く希望し、私の質問を終わります。

○議長（江口孝二君）

これで3番通告者の質問が終わりました。

4番通告者、森田議員、質問を許可します。

○2番（森田政則君）

議長の許可をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

有明海を取り巻く様々な環境問題について。

現在の有明海は、かつての宝の海のイメージはなく、魚も貝も減り、ノリもここ数年は不作続きで、町内の漁業者は困っているのが現状であります。特に、今年はビゼンクラゲ漁も早々に終了し、竹崎カニも不漁とのことであります。様々な原因が考えられますが、その一つに水質問題が考えられます。

そこで、以下について聞きたいと思います。

1つ目、太良町の汚水処理人口の普及率はどうなっているのか。

2つ目、普及率を上げるために今後の町の取組はどうなのか。

3つ目、有明海の水質が今年は悪いと聞きますが、水質調査等をして原因を追求できないか。

以上3点、よろしくをお願いします。

○町長（永淵孝幸君）

森田議員の有明海を取り巻く様々な環境問題についてお答えいたします。

1番目の太良町の汚水処理人口の普及率はどうなっているかについてであります。過去3か年の普及率で申し上げますと、令和3年度末現在で50.4%、令和4年度末現在で52.7%、令和5年度末現在で53.8%となっております。

2番目の普及率を上げるために今後の町の取組についてはどうかについてであります。本町としましては普及率の向上を図るため、国、県の補助金に加え、平成22年度より町独自の上乗せ補助として、5人槽で1基当たり15万円、6～7人槽及び8～10人槽で1基当たり20万円を加算し、補助しているところでございます。令和6年度からは国、県の補助金を活用し、単独浄化槽やくみ取り便槽の撤去費用、宅内配管の設置費用においても助成しているところでございます。今後も、広報等による啓発を図るとともに、国、県の補助金や町単独の上乗せ補助を継続し、普及率の向上を図ってまいりたいと考えております。

3番目の有明海の水質が今年は悪いと聞くが、水質調査等をして原因を追求できないかに

ついてであります。町独自の有明海の水質調査はしておりませんが、佐賀県有明水産振興センターで原則毎月1回、大潮時に有明海の定点において調査が実施されております。そのデータ等を基に状況の確認、原因の追求を関係機関で行われていますが、有明海沿岸や流域全体の問題であり、様々な要因が複雑に絡み合い、原因究明には困難を極めている状況でございます。直近の状況の顕著なものとしては、少雨、高温で水温については平年より甚だ高くなっている調査結果が出ているところでございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

1つ目の汚水処理人口の普及率をお答えしてもらいましたが、浄化するときの設定と違いますか、浄化の度合いというのは変更が可能なのですか。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

現在設置されている合併処理浄化槽については、浄化槽法の構造基準に適合し、放流水の水質基準を満たす機能を有する合併処理浄化槽が設置されております。処理後の排水基準も定められており、設置した合併処理浄化槽の処理能力の調整はできず、調整する機能も有してはおりません。そのため、議員質問のあった操作などにおいてはできない状況でございます。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

どうして今の質問をしたのかといいますと、瀬戸内海のノリは以前は色落ちはしないと言われておりました。しかし、ある頃から色落ちが起こるようになり、原因を調べたら浄化処理に問題があったそうです。化学処理技術があまりにも発展し過ぎたために、汚水はもとより、栄養分でも何でもかんでも浄化してしまい、何も無い、ただの水になってしまい、結果色落ちノリができたということです。この結果を基に話し合いをされ、浄化のレベルを環境に問題のないところまで変更されたそうで、以後ノリの色落ちは改善されたそうです。ですので、比較的規模の小さな合併浄化槽もできるのかをお聞きしたかったので質問させていただきました。

2つ目の普及率を上げるために令和6年度からは国や県の補助金を活用し、単独浄化槽やくみ取り便槽の撤去費用、宅内配管の設置費用においても助成をしているということですが、具体的に教えていただきたいと思っております。

○環境水道課長（川崎和久君）

お答えいたします。

令和6年度から活用する国、県の補助金につきましては、合併処理浄化槽に転換した場合、単独浄化槽の撤去費用においては1基当たり12万円が上限となり、くみ取り便槽の撤去費用

においては1基当たり9万円が上限となっております。また、宅内配管の設置費用につきましては30万円が上限となります。なお、各費用が上限に満たない場合は、それぞれの実費額が補助の対象となります。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

ありがとうございます。

3番目の有明海の水質問題であります、ここ約10年ぐらい夏場の収入源としてビゼンクラゲ漁が行われています。今年も7月に入り、漁が解禁になり、出漁しようとするのですが、数日間のしけに邪魔されて、数日後やっと漁に出たときには、もう7月半ばにはほとんど死滅し、終了となりました。私もクラゲ漁が始まった約10年前から漁を行ってききましたが、7月に漁が解禁になり、7月の半ばにはほぼ死んでしまって終了するというのは初めてのことでした。しかも、昨年福島の処理水問題で有明海のビゼンクラゲ等も中国との取引停止の対象になり、今年はほかの国を経由しての取引となり、経費がかかる分、末端の漁業者へ支払われるキロ単価は今年の半値になりました。

竹崎カニ漁にしても7月の途中までは順調に取れていたのですが、クラゲが死にかけた頃、時を同じくして佐賀県の海域ではほとんど取れなくなったと聞きました。しかし、福岡県の海域にまで行けば幾らかは取れるとのこと。漁業を営む人にとって、夏場のクラゲ漁やカニ漁は年間の水揚げの中でも高い割合を占めるものであります。それが、ほかのところの海域では取れるが、佐賀県の海域では取れないとなると温暖化の影響だけだとは思えません。長崎県のある漁師さんが、諫早干拓内のアオコを殺すために何か薬品をまいたのではないかとされておりましたが、これはあくまでうわさにすぎませんが、ちゃんと調査をしてもらってその結果が出れば、それに対する処置の仕方もあるのではないかと思います。

先ほど県の水産振興センターで毎月1回の水質調査が行われていると言われていましたが、今回のような異常事態のときには地元の漁協支所と連絡を取り合って調査地点を増やしてもらうなどしてもらえないでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

今お話しがあったとおり、漁業者の多くや漁業協同組合からそのような要望がありましたら町としても県の機関でありますので、可能なのか定かではございませんが、調査地点の増加をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○2番（森田政則君）

ありがとうございます。

今本当に漁業者は困っています。海に出ても何も捕れないので、漁に出ない人も多いそう

です。竹崎地区のある人が言われてました。投げ網を近場でしたいがない。諫早湾干拓の近くでしたら魚が臭いと言われる。熊本方面でしたら燃料代がかかるし、少し捕れたら捕れたで地元の人たちも捕り出すから、市場で出荷量が制限されたりストップがかかったりしてしまうとのことです。

また、野崎地区の漁師さんに会ったときに、今日カニ漁を入れてきたよと言われました。それで、私がカニがやっと捕れ出したんですかと聞いたら、いや捕れないけど黙って家にいたら気が狂いそうだから、捕れないと分かっているけど網を入れてきたよと言われました。

アサリ漁場のアサリも、今回の台風10号の影響で泥ごと波でえぐり取られて、海岸近くまで飛ばされていて、沖のほうにはほとんどアサリは残っていませんでした。

あまりにもものノリの不作のためにノリを廃業された組合員さんのうちの一人が、夏場のクラゲ漁に望みを託して漁に出たにもかかわらず、先ほど言いましたとおり、ほとんど収入にならず、数も捕れず、先日船を処分されていました。海を諦めて、丘に上がる決意をされたのだと思いました。その方は親の代から親しくさせてもらっていた方だったので、寂しくて胸が痛んだ瞬間でありました。

この方だけではありません。今まである程度順調にいていた海の仕事が、ノリも駄目、魚も捕れない、貝もない、カニも捕れない、皆さん途方に暮れています。

でも、諦めることはできません。今までの漁のやり方で駄目だったら、新しい漁を考えないといけない。例えば、海底が貧酸素だというならいろんな貝を中間育成をすればよいなど、ほかの海に目を向ければいろんな漁のヒントがあると思います。有明海の漁も今変わるときではないかと思っています。そのためには、漁業者だけでなく、国や県、町などの行政を巻き込んで話し合いを重ねていき、今の有明海に合った仕事を探すことが大事なことだと思います。本当に漁業者には後がありません。一刻も早く話し合いの場を持ってもらって、少しでも収入アップにつながるような漁を見つけることができたらと思っています。

これで私の質問は終わらせてもらいます。

○町長（永淵孝幸君）

今森田議員が漁業者のせっぱ詰まった声を聞かせていただいたと思っています。

私も漁業者の方といろいろ話をする中で、今議員言われるように、本当に有明海はどうなってるんだというふうな話を聞きました。それで、先般鹿島であった会議の中でもこういった漁業者さんの声があると、有明水産振興センターでもっと原因究明をはっきりして、漁業者のなりわいを助けてくれというような内容をしております。

幸い私も全国の水産振興協議会の理事をしております。そういったところで、全国の東京のほうですけれども、行ったとき、そういう話をします。有明海では今本当に後継者が育たないどころか、もう魚介類も育っていないと。そして、その原因究明をしてくれと。そういう話をすれば、国の水産あたり何かを調べるについては佐世保のほうに国の水産振興センタ

一みたいなのがあると。佐世保付近において、有明海のことを分かるもんねと。取りあえず有明海を見ながら、どがんなっているのかと。漁業者さんたちの声を聞きながら、有明海がどうなっているのかということをもっと真剣に考えてもらわんと、本当にこの有明海で生活されている、なりわいをされている漁業者は大変ですよということの話もしてきました。その辺については、地元の国会議員の先生方にもちゃんとお話をしながら、とにかくこの辺の打開策を何とかしてくれと。

そして、今、これは話が変わりますけども、オスプレイ問題で国が基金でやるというお話の中でももめておりますけれども、そういったところも有効に活用して、本当にこの有明海がどがんなってるのか原因究明してもらわんと、私たちもどうしていいのか、町だけではできませんので、皆さんと一緒に国の方にも、県の方にも呼びかけていきたいと思っておりますので、皆さん方の御協力等も併せてお願いしまして、私からのお話とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江口孝二君）

これで4番通告者の質問が終わりました。

5番通告者、峰議員、質問を許可します。

○3番（峰 正雄君）

皆さんこんにちは。議長の許可を得ましたので、通告に従い質問をいたします。

家畜伝染病の現在の防疫対策について質問をいたします。

太良町の基幹産業である農林水産業は、今担い手不足による農業人口の減少など、まだ様々な問題を抱えている。そのような中で、家畜伝染病の脅威が近隣市町まで迫っております。畜産農家にとって緊張を強いられる状況が続いております。

そこで、家畜の防疫について質問をいたします。4点ほど質問します。

和牛、養豚、ブロイラーの生産者の飼養頭羽数は現在どうなっているか。

2、牛舎、豚舎、鶏舎の建物に対しての防疫対策としてどういった指導をされているのか。

3点目、昨年8月に唐津市の養豚場で豚熱、また11月、鹿島市で鳥インフルエンザが発生して、また今年に入ると6月、唐津市、8月には伊万里市で野生のイノシシの豚熱、CFSが発生をいたしました。本町として、どのような対策を行っているのか。

4点目であります。太良町で万が一家畜伝染病が発生した場合は、どのように対応をするのか。

以上4点、質問をいたします。

○町長（永淵孝幸君）

峰議員の家畜伝染病の現在の防疫対策についてお答えします。

1番目の和牛、養豚、ブロイラーの町内生産者数と飼養頭羽数は現在どうなっているのかについてであります。令和6年2月末で和牛飼育農家31戸、1,536頭、養豚農家6戸、1

万7,877頭、ブロイラー農家14戸、約93万羽の頭羽数となっております。

2番目の牛舎、豚舎、鶏舎、建物に対する防疫対策として、こういった指導をされているかについてであります。家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準に基づき、野生動物、野鳥の侵入防止対策や農場内での家畜や人の出入り、器具の搬入などによって病原体が侵入しないようにするために消毒や農場ごとの長靴の履き替えなどの指導を行っております。

3番目の昨年県内で発生した豚熱及び鳥インフルエンザ並びに今年発生している野生イノシシの豚熱感染への本町としての対策についてであります。昨年県内で豚熱及び鳥インフルエンザが発生した折には、各豚舎、鶏舎の消毒の指導はもとより、各農家から必要な資材等の聞き取りを行い、町単独の措置として消石灰、消毒液、車両消毒用マットなど、必要な物品調達をして迅速に配布し、発生予防を行いました。今後においてもこのような発生予防に努めてまいります。また、野生イノシシの豚熱対策ですが、野生イノシシの検査の強化として猟友会の協力の下、太良町で捕獲したイノシシを月に約3頭、年間30頭の血液採取を行い、検査を実施しております。なお、現在のところ20頭の検査を行い、全て陰性となっております。

4番目の太良町で家畜伝染病が発生した場合はどのように対応するのかについてであります。万が一本町で家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、現場において県が主体的な対応を行うものと規定されており、町としましては県が行う具体的な防疫措置に協力することとなっております。また、太良町独自に制定している太良町特定家畜伝染病対策本部設置要綱に基づき、必要に応じて設置する太良町特定家畜伝染病予防対策本部において、地域住民の健康に関すること、町民への正確な情報提供に関すること、交通規制等に関することなどの業務につきまして国、県の情報提供や助言指導により対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

1番目の生産者と飼養頭羽数は、6年2月で牛のほうは31戸、1,500頭、また養豚農家が6戸で1万7,877頭、ブロイラー農家が14戸で93万羽となっているということでございますけど、ちなみに5年前を調べてみますと、平成30年の末で牛農家が33戸、1,767頭、2戸やめられて231頭減少しているわけですね。また、養豚農家では9戸、1万7,002頭、これは3戸やめられたわけですけど875頭がプラスになっているというような状況でございます。また、ブロイラー農家は15戸、99万8,000羽、そのうち採卵農家1戸が2万4,000羽おられるので、合計95万4,000羽として4万4,000羽の減である。こんな状況で、太良町の畜産農家52戸の方が今現在頑張っておられますけど、5名の方が廃業、辞められている。いろんなことがあるというふうに思いますが、こういった理由なのか、またその対応として何か町として対策をしているのかお伺いいたします。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

廃業された畜産農家の理由でございますけれども、理由については様々な理由が考えられますけれども、高齢化や資材代、飼料代の高騰が主な要因として考えられるとは思っております。

また、その対応策としてでございますけれども、担い手対策としては太良町親元就農給付金で給付支援を行いながら、ブローラー農家の2名の担い手が就農されている実績がございます。また、資材並び飼料価格の高騰対策についてでございますけれども、町の対策といたしましては令和4年度に原油価格・物価高騰対応事業継続支援金として一律5万円の支給を行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

様々な理由の中、高齢化や資材代、飼料代など的高騰が主な原因として考えられるということでございます。担い手対策として、町の親元就農金、これはブローラー農家で2名の方が今現在就農をされているということでございます。これは非常に喜ばしいことだと思いますけど、前にも私質問したと思いますけど、この親元就農金のアップ、これはその後どのような状況になっているのか、分かれば教えていただきたいと思っております。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

昨年度も峰議員のほうからそういった御質問があったと思っておりますけれども、現在のところも漁業者のほうも就業資金を支援をさせていただいておりますけれども、そういった部分との兼ね合いで現在のところ増額は検討はしていないところでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

前向きに考えていただいて、とにかく後継者が少ない中ですので、町としても厳しい財政の中だと思いますけど、ひとつ頑張ってしていただきたいと思っております。

畜産業には新規就農者は新たにいらっしゃるのか、そういった状況はどういうふうになっておりますか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

畜産業への新規参入でございますけれども、農地の問題や機械施設並びに開店資金、また現在の資材並びに飼料高騰で耕種農家の新規就農より、より高いハードルがございますので、町内で新たなという形は現在のところ要望等もあってございません。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

先ほどの漁業者の問題ですけれども、農業関係には国の制度があつて150万円程度もらえる人があるわけですね。しかし、漁業はないもんですから、そこについても国のほうに私ももっと漁業後継者が増えるような形での支援金もやってくれということも併せて言っております。国のそういった制度があるということですが、我々のような小さな町、こういう干満の差が6メートルもあつて養殖もできないというようなところでは無理だという話だったもんですから、無理じゃなくてそういったところにも支援をできるようなことで国ももっと考えてくださいというような要望もやっておりますけど、単独となればいろいろうちも財源的なこともございますので、なかなかそうですか、分かりました、幾らかあげましょうかと話もずっとならんもんですから、そこら辺については今、国からないのを町でもこれだけ農業に合わせてやっているというようなことで御理解いただければと思っております。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

分かりました。とにかくこういった状況でありますので、よろしく願いをしときます。

それから、令和4年に原油価格・物価高騰対策事業継続支援金を一律5万円支給をいただいたということですが、今年度はそういう計画は考えておられないのか。

○町長（永淵孝幸君）

今のところ、こういったことをやるには国からの交付金等を元にしてやってるわけですので、そういった話もございません。そういったことが出てきた場合は、いろいろと町としてもできるだけ町民の皆さん、農業者、漁業者含めてですけれども、支援をしたいという思いをしておりますので、今のところ国からそういった交付金の話もあっておりませんので、出てきたときはそういったことに検討してまいりたいと、このように思っております。今は考えておりません。

以上です。

○3番（峰 正雄君）

それでは、出てきた場合は早急に支援のほうをよろしく願いをいたします。

2番目の建物に対しての防疫対策として、家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準に基づき、野生動物また野鳥の侵入対策、農場内の家畜の人の出入りや器具の搬入によって病原体が侵入しないようにするため、農場ごとに長靴の履き替えなどを指導されている。野生動物、野鳥の侵入対策として何をされているのか教えていただけないでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

野生動物、野鳥の侵入防止対策としてでございますけれども、具体的に申しますと、令和元年度に養豚農場への野生動物侵入防止のワイヤーメッシュ柵の支援、令和2年度に養豚農

場への豚熱対策として野鳥侵入防護の防鳥ネットの設置、令和3年度、養鶏農場等への野鳥侵入防護の防鳥ネット整備を行っております。また、令和5年度から未設置の農場への野生動物侵入防止策として、防護柵設置に対する補助を町単独で行っているところでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

農場への防護柵設置ということですが、これは町単独の補助ということですが、これは電柵のことですか。どういった柵なのか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

防護柵につきましては、おのおのの農場主様が選んでいただいて結構ですので、防護柵でも結構です。ワイヤーメッシュ柵でも結構だということで補助をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

それでは、3番目の昨年、豚熱及び鳥インフルエンザが発生した折には聞き取り調査を行い、町単独での措置として消石灰、また消毒液、車両用消毒マットなど、必要な物品調達をし、配布され、発生予防を行ったということでございますが、3種類配布されたそれ以外、農家のほうから要望はなかったのでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

発生予防に資する物品の要望はほかにはございませんでした。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

今後また要望等があれば、対応していただきたいと思っております。

続きまして、4番目、野生イノシシの豚熱対策では、猟友会の協力で太良町で捕獲したイノシシを月に3頭、年間30頭血液採取をされ、現在20頭の検査を行い、全て陰性であるということで安心しております。しかしながら、9月5日の報道では玄海町で18例目が発見されております。今日の新聞では、また玄海町と唐津やったですね、20例目が発見されたということですので、危機感を持って対応していただきたいと思っております。太良町で6戸、1万7,877頭いるわけですから、今後の豚熱経口ワクチンの散布はどういうふうにお考えになっているのか、その辺をお聞かせいただきたいと思っております。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

佐賀県においては、国から経口ワクチン散布推奨地域の指定を受け、感染したイノシシが

発見された場所から半径10キロ圏内において緊急散布が実施されたところでございます。太良町における野生イノシシへの豚熱経口ワクチン散布でありますけれども、今後町内もしくは周辺市町で豚熱に感染したイノシシが発見された場合、県が国と協議の上、ワクチン散布地域の拡大が図れた場合に拡大されるというようなことになっております。

また、現在強化期間ということですのでしていただいておりますけれども、太良町のほうでなお一層頭数を増やしてくださいというようなことにつきましては、県のほうから検査機材や人員により検査件数については上限があるため、現行の方針でいかせていただくというようなお話がっております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

野生のイノシシの感染が発見されないと散布がされないというふうに解釈しましたが、私もミカンを作っておりますけど、ミカンは病気が出る前に防除をするわけですよね。そして、病気が出てから何回消毒をしても止まりません。そういう状況でありますので、半径10キロ以内といっても予防のために、防疫でありますので、県とか国に働きかけてそういった経口ワクチンの散布も視野に入れて考えていただきたいと思います。その辺の考えはどうでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

今言われた経口ワクチンの散布を早期に実施し、予防につなげていきたいというようなお話は県のほうには協議を行いましたけれども、先ほどお話ししたとおり、検査機材や人員により検査件数については上限があり、また経口ワクチン等については国からの全面支給ということになっておりますので、県のほうが承認をしなければできないということになっておりますので、県のほうも今の段階ではも現行の方針でいきたいということでお話をされておりますので、今後そういった要望があればさらに要望をしていきたいとは思っております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

分かりました。

それでは、4番目、万が一本町で家畜伝染病が発生した場合は家畜伝染病予防法に基づき、現場において県が主体的な対応を行うと規定されている。県が行う具体的な防疫措置に協力することになっているとありますが、県は一体どういった防疫措置をするのか詳しく教えていただきたいと思っております。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

防疫措置においては、国から患畜決定の連絡が県のほうにあります。その後、速やかに殺

処分から埋設までを行います。その他畜種に応じた移動、搬出の制限や消毒ポイントの設置、情報提供などが併せて行われる形となっております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

私もテレビで埋却の様子を見たわけですけど、規模が物すごく大きくて、早い話そういった経費というのはこの場合誰が負担するのか、その辺分かれば教えていただきたいと思えます。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

基本的な経費については国庫負担で行われ、ただし県の人件費等については県の負担で行われるというような形で想定をされていると思っております。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

取りあえず何するにも経費がかかるので、その辺は国、県に話をして、生産者の負担にならないようやっていただきたいと思えます。

また、太良町特定家畜伝染病対策本部を設置すると、また地域住民の健康、また町民の正確な情報、交通規制などに関する業務について、国と県の情報の提供や助言、指導により対応するとありますけど、具体的にどういったことをするのか、かみ砕いて分かりやすく説明していただけないでしょうか。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

町での対策本部業務でございますけれども、地域住民様から健康被害等が寄せられた場合の対応や住民説明会等開催での正確な情報提供による風評被害の防止並びに県の指示で交通規制を行う場合は、迂回路の検討などを町のほうで検討しているところでございます。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

健康被害、風評被害、交通規制、正確な情報提供などを農家、町民の先頭に立って指導をお願いしたいと思えます。

最後に、太良町において今まで豚熱、鳥インフルエンザ、口蹄疫、また狂牛病、そういった家畜伝染病が発生したことが今まであるのか、分かれば教えていただきたいと思えます。

○農林水産課長（片山博文君）

お答えいたします。

議員御指摘の家畜伝染病におきましては、農家の皆様の日頃の徹底した感染予防対策や飼養衛生管理の遵守のおかげで、町内での発生はございません。

以上でございます。

○3番（峰 正雄君）

本町は畜産業が非常に盛んで、また加工製造業者もたくさんおられます。農家の皆さんの防疫に対するレベルの高さ、また日頃からの畜産の環境整備と感染予防対策の徹底で町内での発生はないということでもあります。非常に喜ばしいことでございます。

私たちが食べている肉、卵が太良町で生産されていることは非常に誇りに思います。今後、畜産農家と行政が一丸となって太良の畜産業を盛り上げていただきたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（江口孝二君）

これで5番通告者の質問が終わりました。

1番通告者の山口議員の質問に対して答弁漏れがありましたので、答弁を許可します。

○総務課長（津岡徳康君）

山口議員の消防団の定年についての規定についてお尋ねがありましたが、それに関する答弁を行っておりませんでしたので、お答えをいたします。

現在、消防団の定年年齢の規定はございません。過去に団員資格は18歳以上45歳以下という規定がございました。その過去の規定が根拠に45歳を定年とするという運用を続けておったものでございますけれども、現在ではその規定はないので定年はないと。したがって、現在一般団員であっても46歳以上の団員は在籍をされているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

これで一般質問を終了します。

これをもって本日の議事日程を終了しましたので、これにて散会いたします。

午後2時20分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 川 下 武 則

署名議員 坂 口 久 信

署名議員 大 鋸 美 里